

第百六十四回
国会

参議院行政改革に関する特別委員会会議録第四号

平成十八年五月八日(月曜日)

午後一時開会

委員の異動

四月二十六日

辞任

北岡 秀二君

松井 孝治君

和田ひろ子君

山口那津男君

四月二十七日

辞任

吉川 春子君

五月二日

辞任

荒井 広幸君

五月八日

辞任

内藤 正光君

近藤 正道君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

尾辻 秀久君

佐藤 昭郎君

藤野 公孝君

保坂 三蔵君

小川 敏夫君

大塚 耕平君

直嶋 正行君

風間 昶君

委員

秋元 司君

大野つや子君

加治屋義人君

補欠選任

秋元 司君

内藤 正光君

峰崎 直樹君

山下 栄一君

補欠選任

大門実紀史君

補欠選任

亀井 郁夫君

補欠選任

松井 孝治君

又市 征治君

国務大臣

総務大臣

外務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

国務大臣
(内閣官房長官)

国防大臣
(防衛庁長官)

川口 順子君

小池 正勝君

関口 昌一君

田浦 直君

中川 雅治君

二之湯 智君

野村 哲郎君

南野知恵子君

浅尾慶一郎君

加藤 敏幸君

神本美恵子君

主濱 了君

鈴木 寛君

松井 孝治君

峰崎 直樹君

柳澤 光美君

若林 秀樹君

澤 雄二君

浜田 昌良君

山下 栄一君

大門実紀史君

又市 征治君

亀井 郁夫君

竹中 平蔵君

麻生 太郎君

谷垣 禎一君

小坂 憲次君

川崎 二郎君

中川 昭一君

二階 俊博君

北側 一雄君

安倍 晋三君

額賀福志郎君

副大臣

内閣府副大臣

防衛庁副長官

財務副大臣

大臣政務官

内閣府大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣参事官

内閣官房内閣審議官

兼行政改革推進事務局特殊法人

兼行政改革推進事務局推進室長

内閣官房内閣審議官

兼行政改革推進事務局推進室長

内閣官房内閣審議官

兼行政改革推進事務局推進室長

内閣官房内閣審議官

兼行政改革推進事務局推進室長

内閣官房内閣審議官

兼行政改革推進事務局推進室長

内閣官房内閣審議官

兼行政改革推進事務局推進室長

内閣官房内閣審議官

兼行政改革推進事務局推進室長

内閣官房内閣審議官

兼行政改革推進事務局推進室長

内閣官房内閣審議官

兼行政改革推進事務局推進室長

内閣府大臣官房

政府広報室長

与謝野 馨君

中馬 弘毅君

松田 岩夫君

山口 泰明君

木村 太郎君

赤羽 一嘉君

山谷えり子君

鳴谷 潤君

千代 幹也君

安藤 友裕君

大藤 俊行君

上田 紘士君

中藤 泉君

関戸 秀明君

谷口 隆司君

内閣府政策統括官

内閣府国民生活局長

内閣府市場化・スト推進室長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

防衛施設庁施設部長

高橋 進君

田口 義明君

河 幹夫君

大古 和雄君

渡部 厚君

熊谷 敏君

荒木 慶司君

戸谷 好秀君

藤井 昭夫君

福井 良次君

小笠原倫明君

倉吉 敬君

佐渡島志郎君

神余 隆博君

河相 周夫君

加藤 治彦君

松元 崇君

鈴木 正規君

篠原 尚之君

錢谷 眞美君

石川 明君

青木 豊君

厚生労働省職業安定局長	鈴木 直和君
社会保険庁運営部長	青柳 親房君
農林水産省経営局長	井出 道雄君
国土交通大臣官房長	春田 謙君
国土交通大臣官房技術審議官	中島 威夫君
参考人	
日本郵政株式会社代表取締役社長	西川 善文君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(尾辻秀久君) ただいまから行政改革に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二日までに、和田ひろ子君、山口那津男君、北岡秀二君、吉川春子君及び荒井広幸君が委員を辞任され、その補欠として峰崎直樹君、山下栄一君、秋元司君、大門実紀史君及び亀井郁夫君が選任されました。

また、本日、近藤正道君が委員を辞任され、その補欠として又市征治君が選任されました。

○委員長(尾辻秀久君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案外四案の審査のため、明九日午前九時に、大阪市立大学大学院法学研究科教授稲嶺裕昭君、シンクタンク「構想日本」代表・慶應義塾大学総合政策学部教授加藤秀樹君、東京大学大学院助教田中弥生君及び暮らしと経済研究室主宰山家悠紀夫君を、午後二時に、日本公認会計士協会理事榎谷隆夫君、地方自立政策研究所代表穂坂邦夫君、全国中小企業団体中央会会長佐伯昭雄君及び日本自治体労働組合総連合中央執行委員長駒場忠親君の以上八名を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(尾辻秀久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

また、本日の委員会に参考人として日本郵政株式会社代表取締役社長西川善文君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(尾辻秀久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(尾辻秀久君) 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案、以上五案を一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中川雅治君 自由民主党の中川雅治でございます。

小泉総理は就任以来、改革なくして成長なしの一貫した方針の下で構造改革に全力で取り組んでこられました。その結果、我が国経済は民間需要を中心とした持続的な回復軌道をたどっております。しかしながら他方、現在、我が国の公債残高は約五百四十兆円にも上っておりまして、二〇一〇年代初頭におけるプライマリバランスの回復を達成したといたしましても国の公債残高の累増は避けられない状況であります。

今回の行政改革の効果も数字で明示することは難しいでしょうけれども、例えば国家公務員の人数は八・六兆円ですから、五割削減ではなく仮に半分に減らしたとしても数兆円の効果にしかならないわけでありまして、この法案に書いてあることをすべて達成しても問題がすべて解決するわけでは到底ないわけでありまして、更なる改革が続けなければならぬわけでありまして、正に総理のおっしゃるとおり、改革に終わりは無いわけでありまして。

そこで、官房長官にお伺いいたしますが、今回の行政改革推進法案は、これまでの小泉改革、さらには今後の改革の中でどのような位置付けのものなのかをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(安倍晋三君) 小泉政権が五年前に成立をいたしました、そのときの問題意識としては、当時は財政の状況も厳しく景気も悪い、そしてまた銀行の不良債権は山ほど積み上がっている状況の中で、また近い将来、日本の人口は減少に転じる、そしてまたさらには、グローバル化が進む中において日本の中だけで勝ち残っても生き残ることはできない、国際経済の中で勝ち残ることができなければ日本の経済も厳しい、そういう認識の下で構造改革をスタートしたところでございます。

特に、人口が減少していくと同時にたくさんの債務を抱えている中であって国民への負担をいかに抑えることができるかという中において、民間ができることは民間にお願いをする、そしてやはり地方のことは地方の方々の方がよく分かっている、そして効率化を進めていく上においては地方の方々には任せたいというところで行政改革にも着手をしたところでございます。

そして、本年がいよいよ小泉総理の締めくくりに年を当たるわけでございます。その中でしっかりと今後とも改革を進めていくという意思を国内外に示していく必要があると、こう考えたのではないかと、このように思うわけでございまして、政策金融改革あるいは特別会計改革、資産・債務改革さらには総人件費改革など、基本的な方針を定めた本法案を国会に提出をしたところでございまして。

これによって、今後ともしっかりと我々はこの改革を推し進めていくということを国民の皆様にお約束をすることになると、このように思っています。この改革によりまして、資金の流れ、仕事の流れ、あるいは人と組織のそれぞれの分野において大きな改革がなされるのではないかと、こう考えているところでございます。

いづれにいたしましても、まず政府としてしっかりと簡素で効率的な政府をつくっていくために全力を挙げて努力をしていかなければ、国民の皆様にもその後の国の姿についてやっぱりいろいろなお願いをするにしても、それはできないという考えの下に、しっかりとこの法律を上げて改革を進めていきたいと、こう考えているところでございまして。

○中川雅治君 官房長官、お忙しいということ、どうぞ御退席いただいて結構でございます。今回のこの法案の審議を聞いておりますと、地方にできることは地方にという議論と、それから都市部と地方とでは格差があるから地方に配慮をせよという議論が多く聞かれるわけであります。さらに、東京都の法人二税の税率を地方により多く配分するように現行の分割基準を改めるべきであるとか、あるいは、その法人二税はこれは税収が東京都を始めとした企業が集中する大都市に偏るので人口を基に再分配すべきであるとか、さらには地方法人所得課税というのは税収が大都市に

偏っているということで、これを縮減あるいは撤廃して代わりに偏在性の少ない地方消費税を増やすべきであるといった議論まで出ているようであります。

こうした議論の根底にありますのは、税収や財政状況の良い東京は豊かであるという東京富裕論であるかと思えます。あるいは東京独り勝ち論というようにも言われるわけであります。しかし、今ある東京富裕論などには多くの誤解や理解不足があると私は思うのであります。

東京は既に高度に発達した日本最大の都市であり、地方に比べて財政需要は少ないんじゃないか、東京には必要以上に税収が集まっていると考えておられる方も多いと思いますが、これは誤解と言つてもよいと思えます。

東京の人口は約千二百五十万人でありますけれども、約三百七十万人もの昼間流入人口があります。この方々が東京で仕事をし、学校で学んで、場合によっては夜の東京の盛り場などで遊んで環境負荷を掛ける、そして東京の交通機関を使つて、東京の道路や水道、下水道などを利用しているわけであります。この昼間流入人口と言われる方々の環境負荷や社会資本の減耗度合いというのは、家におられる主婦などの方を含めた東京都に住んでおられるすべての方の平均よりも大きいんじゃないかと思うわけであります。ですから、三百七十万人の昼間流入人口、これは静岡県一県分の人口というふうに言われるわけですが、これも、これは見方によつてはもっともと多くの人口に匹敵すると言えなくはないと思うのであります。

ですから、総務省から提出されたいろんな資料を見ますと、人口一人当たり税収というグラフがあります、東京が突出しているような印象を与えるわけでありますけれども、コメントなしにこうしたグラフをどんどん出していくのは問題だとかねがね思っているところであります。

また、東京には大都市特有の財政需要や首都としての機能を維持するための支出も多いわけであ

りますし、用地取得費を取つてみては一平米当たりで東京都は他の道府県の十四倍も高いわけであります。そして、例えば羽田空港の整備や首都圏三環状道路の整備につきましても、その整備効果は東京だけでなく全国に及び、他県にも大きな経済効果をもたらすわけであります。

一人当たりの税収額格差を取り上げ、問題視することは、こうした大都市の特殊事情や財政需要を無視した一方的な議論であると思えます。むしろ、一人当たりの国税の還元額を見ますと、東京では都民一人当たり十一万円、島根県や高知県の約六分の一しか還元されていないわけでありまして、大きな不満の声が出ていることを申し上げたいと思えます。

国会は地方選出の国会議員の数の方が都市部選出の国会議員の数より当然多いわけでありまして、総務省の役人も地方の県の副知事や部長などに大勢出向していて、地方へもつと配慮せよという声の方が強く出るわけでありまして、私は、東京にもつと配慮することが全国の発展につながるのだということを声を大にして申し上げたいと思えます。まして東京について、超過財源とかいうものを算出してこれを水平的財源調整などと称して他の地方へ回すなどということは絶対に許されないことだと思えます。

竹中大臣、谷垣大臣は以上のような私の考え方に賛同していただけるものと思えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 東京の事情に大変お詳しい中川委員から御意見、しっかりと承つた次第でございます。

まず最初に、今いろんな議論がなされております。ただ、非常に税の制度等々は非常に細かな具体的な制度設計の話になります。私は、やはり制度設計の話に至る前に、もっと大きな改革の方向の枠組みを議論するのが今の段階であるというふうな思っております。制度設計の議論というのは、これは大いにそれはそれでやっていただければ結構だと思えますが、今の段階では、私は、制

度設計の議論から入っていくと議論がむしろ大変混乱するのではないかとこの認識を持っております。その意味では大きな方向の議論を是非しなければいけない。

ただ、委員御指摘のように、地方の自立、各地域の自立を考えます場合に、東京の位置付けというものが大変大きな問題としてそこにあるということは事実でございますので、今後制度設計の段階に至りました場合は、そういうことはしっかりとフエアに議論をしていかなければいけないというふうな思っております。

地方税の在り方そのものに関して、これは一般論でございますけれども、やはりその受益を受けている人たちが応益負担という原則にのっとつてしっかりと負担していく、それが地方税の基本的な考え方であらうかと思えます。その意味では、固定資産税等々は比較的分かりやすいわけで、いろんな行政サービスを受ける代理変数としての不動産の規模や価値に基づいて課税されるというのは地方税の分かりやすい考え方であらうかと思えます。

そのような観点から、例えば具体的に問題になりますのは法人事業税のような場合でございますけれども、これは法人が複数の都道府県に事業所等を有する場合、その地域における、まあ本社が東京にあるということが想定されますけれども、そのような場合に、その地域における事業活動の大きさを的確に反映するように分割基準というのを設定して、これを適宜やはり実情に合うように我々としては見直してきたところでございます。もっとも、課税対象は全国でございませうから、地域的な偏在があるというのは事実であるかと思えます。

今後、地方の自由と責任そして自立、これを高めていくというのは、これは正に我々が目指すべき方向であらうかと思えますので、その地方の財源の充実をどうしていくかというのは、それは制度設計の段階で、まあ教科書的に言えばできるだけ偏在度が小さい税体系を目指すということに

なるわけでございますけれども、具体的な問題としては、その制度設計の段階でよく国民の議論も広く行つていただながら議論をしていくべき問題であるというふうな考えております。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私も、具体的な制度設計というよりも大きな方向性をどうするかという議論ですが、今中川委員のお話にもありましたように、税は、地方税であると国税であるとを問わず、やはり人やそれから経済活動が集まる都市にどうしても税収が集まってくるという面は、これは否定できずあると思うんですね。それで、それをどう調整していくかというのは、またどういふ調整であるべきかというのは、やっぱり今後の地方財政を考える上での大きな課題だと思うんですが、今までは、それは要するに地方交付税の役割である、国がやるべきことであるというふうにかつてに比べますと地方税も大分充実してきたということになります、これが地方交付税だけの役割なのか、それとももう少し地方の枠の中でのいろんな調整のその在り方というものも考える必要があるのか、そこら辺りも私は議論していただく必要があるのかと思つておるわけでござい

ます。それで、今委員がおっしゃった東京の財政の特殊性というのを話がございまして、私もなるほどなと思うところがございまして、他方、過疎地の方からもまたいろんな特殊性というのは私どももよく伺うわけでございまして、一々例は挙げませんが、非常に人の少ないところでその過疎地の学校をどうやって維持していくかとか、あるいは通信等々の問題をどうしていくかというようにございまして、財政調整の在り方をどうしていくかというのはもう一回きつと議論をしなければいけないことかなと思つておるわけでござい

ます。そういう中で、今後財政健全化を進めていく上では、もうこれは私いつもお経のように言うわけですが、限られた財源を効率的、そして有効に、

効果的に使っていかなければなりませんので、国、地方双方が、将来的な国民負担を極力削減していくという観点から最大限努力をしていくということが必要ではないかと思っております。こういう観点からまたいろいろ議論をさせていただきたいと思っております。

○中川雅治君 いずれにしても、制度設計の段階でフェアな議論をしていただけたということでございますので、期待をしたいと思えます。

次に、本法案の具体的な論点に入りたいと思えます。

本法案の第一の重点分野として、政策金融改革が挙げられております。この改革は、民間にできることは民間にとの考え方に立ってできる限り政府が行う分野を縮小させるという考え方の下で、平成二十年度末には八つの政策金融機関の民営化、廃止、統合を行うほか、平成二十年度末の政策金融機関の貸付残高の対GDP比を平成十六年度末の二分の一以下とするようにするとされております。

中馬大臣にお伺いいたします。この行政改革推進法案第四条第二号に規定されている政策金融に係る貸付金残高の対GDP比半減目標はいかなる考え方に基き設けられたものなのか、御説明いたしたいと思います。

○国務大臣(中馬弘毅君) これには少し経緯がありますから、その経緯から申させていただきますが、この政策金融に係る貸付残高のGDP比半減、これは平成十四年の経済財政諮問会議において、その議論におきまして現行政策金融機関の貸付規模、これは政府の関与でございますが、これが他の先進国に比べて大きい、約倍ぐらいある、そういうことから国内的にも金融資本市場をゆがめている、こういった認識が出てまいっております。そしてこれを正常化するために前提として現行政策金融機関八機関の貸出残高について将来的に対GDP比半減することを目指す、このようにしてきたわけでございます。

これを踏まえまして、平成十七年十一月の経済

財政諮問会議で決定されました政策金融改革の基本方針、ここにおいて政策金融の貸出残高GDP比半減を平成二十年度中に実現する、このことが盛り込まれました。これを受けた形で、昨年末の閣議決定の重要方針ですね、行政改革重要方針、これにはつきりそのことも盛り込まれました。それを受けた今回の法案でございますから、行政改革推進法、ここにこのように規定されたわけでございます。

ただ、この半減するというだけではなくて、この行政改革そのものが官から民へ、御指摘がありましたように、そして極力民にできるものは民間へというこの流れの一環でございますから、今まで各主管官庁がそれぞれ金融機能を持っておりますけれども、これも統合した形で新政策金融機関の中にまとめまして、あとは極力民間に任せていくという形、この一つの理念が入っているわけでございまして、経済全体の活性化につながるということでございまして、経済財政諮問会議の政策金融改革の議論の中でこうして設けられたものと、このように理解しております。

○中川雅治君 ありがとうございます。

私は、例えば国の公債残高の対GDP比が既に一五〇％を超えている、これは今やどのように考えても良くない、悪い状態だと。だから、この比率をせめて例えば一〇〇％以下に持っていくように、例えばですね、そういった目標を定めて努力していこうということなら分かるわけであります。

ところが、政策金融については官の関与を減らしていこう、だから政策金融の残高の対GDP比を減らしていこうというところまでは理解できるわけですが、とにかく残高の対GDP比を二分の一以下にするんだといいますが、何か政策金融というのは悪いことで、どんどん減らしていくことが良いことだという感じを与えますね。

しかしながら一方で、国民公庫や中小公庫の必要な機能は維持されますよ、農林公庫の必要な機能も維持されますよといって、政策的に必要な機能

れば政策金融はきちんとやりますと政府も説明しているわけであります。しかも、法律上、この二分の一以下とする目標は日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の民営化、公営企業金融公庫の廃止により達成できることになっておりまして、一つに統合させる政策金融機関の貸付残高は減らさなくてもよいわけでありまして、この点、野党はまやかして批判しているわけでありますが、この辺の考え方をどう整理してよいのか私もよく分かりませんので、中馬大臣の御見解を伺いたいと思えます。

○国務大臣(中馬弘毅君) 今申しました基本方針に基づいてこの政府の関与を極力少なくしていく、そして、もう民間が育った、民間にできることは民間に任せていくじゃないか、そして一つの日本経済としての活性化をこれから図っていくということでございます。

その中で、今おっしゃいましたこの統合の問題になりましたけれども、それぞれの各所管官庁はそれなりにやはり自分たちも役割を果たしてきた、またそれに頼ってきた中小企業の方々もいらっしゃると思います。そういう方々がこれに対して相対的な抵抗といえましょうか、それでいいのかわからないような疑問も含めて大きな声が上がったことは御承知のとおりでございます。それをあえて、こうした中の議論の中で、与党のバックアップもありました、そして、それでこのように統合することに最後は総理の決断で決まったわけでございます。

そういうことから、決まった結果だけを見て、今言いました商工中金や政策投資銀行、そして公営企業金融公庫を廃止すればもう半分になっているじゃないかといったような、それがまやかしたといった野党のその御議論は当たらないんじゃないかと思えますね。そこまでに至る経過がこれは大事なことでございまして、そこに至った、ここまですく持ってきたと私どもは逆に認識をしている次第でございます。

でも、資金の流れを官から民へ変えまして簡素で効率的な政府へ道筋を確かなものにする、確かなものにしていくという意味でこれ大きな意義があるわけでございますから。しかし、これがすぐ実現できるものではありません。先ほどからお話がありますように、これから制度設計をしていかなければなりませんし、例えば公営企業金融公庫にしましても、どういう形でこれを一つの政府の金融機関から外していくかといったようなこともこれから相当な議論、詰めた話が必要かと思えます。

○中川雅治君 私は、日本政策投資銀行とそれから商工組合中央金庫の二つの機関の完全民営化というのは画期的なことだと思えますので、二分の一以下とする中にこれを含めてカウントするのは理解いたします。しかしながら、約九十兆円の政策金融残高のうち二十五兆円という大きな残高を占める公営企業金融公庫が、新たな仕組みに移行する分まで二分の一以下の中にカウントするのはどうも納得し難いのであります。

公営公庫については、第七条において、「公営企業金融公庫は、平成二十年度において、廃止するもの」となっておりますが、他方、その上で法案では、「地方公共団体のための資金調達を公営企業金融公庫により行う仕組みは、資本市場からの資金調達その他金融取引を活用して行う仕組みに移行させる」とあります。公営公庫という仕組みが新たな仕組みに置き換わるわけで、廃止という言葉が果たして適切なかどうかについては議論の余地なしとせしめ、この置き換えによってどうして政策金融の範疇から外れることになるのかはつきりしないように思います。

現在、公営公庫は、国の信用をバックにして政府保証債である公営企業債券等により資金を調達し、これを原資として地方公共団体に貸付を行ってあります。言わば国の信用を使って調達金利を安くして県民の負担を軽減しているということになるわけであります。

この制度を廃止して、新たな仕組みが政策金融ではないということになるのであれば、新たな仕組みについては、資金を必要とする地方公共団体が自らあるいは幾つかの自治体が共同で資本市場から資金を調達するということになるでしょう。それとも、全国の地方公共団体が共同で出資し、貸付先も全国の地方公共団体となるので、言わば国に代わって全国の地方公共団体共同の信用力で資金を調達して貸付業務を行う機関ができるのでしょうか。その辺の具体的な仕組みを現時点においてどのように考えておられるのか、竹中大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(竹中平蔵君) この政策金融改革におけます公営企業金融公庫の在り方、これは今も既に中川委員御指摘をくださいましたけれども、昨年末の閣議決定の行政改革の重要方針におきまして二つのことを明記しているわけでございます。第一は、廃止をして資本市場等を活用した仕組みにするんだと。そして二番目は、必要な財政基盤を確保する等廃止に向けた一定の移行措置を講ずるんだと。廃止、資本市場の活用というのと移行措置を何か必要な場合講ずると。ここ、この二点は決まっているわけでございます。

それで具体的に、じゃ、それをどうするかというところについては正に今、これはその方向について今この推進法の中では非御議論をいただきたいと思っておりますが、その方向を決定していただけたらということであるならば、それに沿った形で制度設計をしていくということになるかと思えます。

したがって、現時点で、委員のお尋ねは制度設計についてどこまで考えているのかというお尋ねだと思いますけれども、これはまだ今正にそ

の作業をしている段階でございます。今の時点で私自身の考え方がこうである、総務省の考え方がこうであるというふうに明確に申し上げられる点は、その意味では、申し訳ありませんがございません。

当然のことながら、これは資本市場を活用するというところでありますから、原則は地方公共団体が個々に創意工夫をして資金調達をするということだと思えます。そして、財務上の戦略として共同調達の仕組みを活用するという選択肢もこれはあるわけでございます。そうしたことにしましては、どういうやり方が良いのか、これは地方の意見も聞きながら十分適切に検討していきたいというふうにまいりますが、いずれにしましても、公営公庫を廃止をして資本市場のメカニズムにゆだねるというのが基本的な方向でございますので、その趣旨に反しないような形でのしつかりとした制度設計を行いたいというふうに考えております。

○中川雅治君 公営公庫の新たな仕組みの詳細はもちろんこれからの検討なのでありますけれども、今回の法律で政策金融残高を二分の一以下とする場合に、公営公庫の新たな仕組みへの移行をカウントしてよいわけでありまして、逆に言えば、今までの公営公庫は政策金融であったが、公営公庫の新たな仕組みは政策金融ではないということになるわけでありまして。

政策金融の定義というのははっきりしたものはないと思えますけれども、新たな仕組みは、じゃ、どういう理由で政策金融の対象から外れてくるのか、そこを竹中大臣にお伺いしたいと思えます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 基本的には政策金融でありますから、正に国の機関がファイナンスをしていたということに尽きるわけでございます。しかし、国の機関がファイナンスをするというようなことは全く考えておりません。これは地方が、先ほど言いましたように資本市場を活用して調達をするというのがこれはもう大原則でございます

す。しかし、資本市場の中でも共同発行という仕組みは現にございます。共同発行しているプライベートなところもあり得ます。そういうことの活用についてこれを否定するものでは当然ないと思っております。

しかし、そのために、じゃ、どのような制度設計が必要かどうかにしては、これは正に具体的な地域の、地方の御意見も聞きながら、伺いながらの制度設計をしなければいけないというふうに思っています。それと、現に今までの公営公庫が出した債務、債券、持っている債券、債務がございしますから、その管理は当然ちゃんとやっていかなければいけないという仕事は当然にございします。そういうことも含めた全体的な制度設計について、今一生懸命我々としても知恵を絞っているところでございます。

○中川雅治君 これはこれからの検討課題ということのようでありますので、次に行きたいと思っております。

現在、総務大臣の下で地方分権二十一ビジョン懇談会が開かれ、地方の責任の明確化のための改革として、破綻・再建法制の検討が行われていると伺っております。さきの四月二十八日には、ビジョンの中間取りまとめも議論されたという聞いておりますが、地方自治体の破綻ということが現実に取り上げられることは大変なこと、地方切捨てという問題が発生したり、あるいはこうした破綻自治体を生んでしまう国全体が国際的に厳しい評価を受けてしまったりということが発生する懸念があると思えます。現実にはアメリカでは、一九七五年にはニューヨーク市が財政危機に陥ったり、一九九四年にはカリフォルニアのオレンジカウンティが破産したというようなケースもありまして、アメリカでも後始末には大変な苦勞を強いられたいわけでありまして、これと同様なことが日本に起きれば、我が国の信用全体にかかわる問題になる可能性もあると思えます。

そこで総務大臣にお伺いいたしますが、この地方分権二十一世紀ビジョン懇談会ではどのような

議論が行われたのか、また、特に自治体の破綻・再建法制について竹中大臣はどのような方向付けをしておられるのか、お答えいただきたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 委員が今御紹介くださいました分権のビジョン懇談会、これが実は連休の直前に中間取りまとめを出しております。そして、それに基づきまして論点を整理しておりますので、それに基づいて今後更に議論を詰めていくということになるかと思えます。その中で、御指摘のように、いわゆるこの破綻・再建法制というものの議論がなされております。

これは、まず議論の出発点は、マスコミはこの破綻という言葉にどうしても注目をするわけですが、やはり自治体にもっと自由度を持つていただかなければいけないということだと思えます。自由と責任というふうに言いますが、自由度をまず持つていただきた、そのための仕組みづくりを一方で非常に細かく議論をしております。その責任を持つていただく一方で、これはコインの両面だと思えます。その際に、今も実は再建法制があるわけですけれども、今のままで十分であろうかと、そこは検討してみることが必要ではないかというのがここでの問題意識でございます。

まず重要な点は、いわゆる民間の破綻の場合と異なるところは清算型の破綻と再建型の破綻というのがあるわけですが、地方自治体は住民に必要な行政サービスを提供しなければいけませんから、いわゆる清算型の破綻、それがなくなってしまうというふうなことは全く想定しておりません。これはいわゆる再建型のものではなければならぬというのの議論の出発点であろうかと思えます。

今でも、先ほど言いましたように再建の仕組みというのはあることはあるわけですが、今の場合に、一つ根本的にフローの赤字の問題というのが議論されているわけですが、ストックの概念というのが、債務の問題とかストックの概念というのが今の法制からは抜け落ちてきているという指

摘がその中でなされております。

もう一つ、先ほど清算型は全く考えられないというふうに申し上げましたが、同時に、こういう法制を議論しなければいけない、その最大のポイントは予防をしつかりとすることです。この仕組み全体の中に予防のメカニズムを、早期警戒、アリーウオーニングのメカニズムをきっちり入れて、その中にストックの概念も入れて、そもそも破綻などしないような早期からの警告の仕組みをつくっていくことがこの法律の議論の最大のポイントであるというふうに思っております。

法技術的には詰めなけりやいけないことがたくさんございますけれども、私が今申し上げたような方向で、私は方向としては、是非多方面にもう御了解をいただきたいと思っておりますけれども、そうした観点からの建設的な議論を専門家にしていたいただいておりますので、中間報告を踏まえまして是非きっちりとした議論の詰めを行いたいというふうに考えております。

○中川雅治君 これらの検討につきましては各自治体の自由度を確保していくと、ちょうどコインの裏側とおっしゃいましたが、財政規律を促すと、こういう観点から意義のあることだと思いがすが、やはり国民、住民の利益ということを念頭に置いて改革が進められることを期待いたします。この件はこれで終わらしていただきます。

次に、公益法人制度改革に関連して中馬大臣にお伺いいたします。

この改革によって、これまで各府省庁が公益法人を監督してきた体制が改められ、公益社団法人、公益財団法人としての認定やこれらに対する監督は、内閣府に置かれる新たな公益認定等委員会の下に一元化されることになるわけであります。

これにつきましては、これまでの公益法人と所管官庁との間の設立許可、指導監督権限を背景とした、ともすれば不透明な癒着とも批判されることのある関係を断ち切り、透明なものとするとい

う点では前向きな意義を有するものと評価いたします。

しかしながら、各公益法人の実態を一番よく知っているのは各府省庁でありますし、各府省庁は、その所掌する政策を遂行していく上で行政のパートナーとして各公益法人にいろいろな面で協力を要請し、連携して仕事をしてくれているという実態もあるわけであります。これは悪いことでは全くありません。

ただ、各府省庁においては、それぞれの担当者は、ともすると自分の仕事が一番重要だと思込んで、熱心になる余り全体が見渡せず、視野が狭くなる。そして、時には熱心さが癒着と言われるような事態を引き起こすこともあるわけですし、そこは改めなくてはいけないと思いがすが、各府省庁は悪い、内閣府は正義の味方だというようなスタンスを取っては、この改革はうまくいかないと思いがします。

現に、今ある公益法人の方々は、公益性を認定する有識者による公益認定等委員会が自分たちの仕事をきちんと公益性のあるものと認定してくれるのだからと大変不安になっているわけであります。今後とも、民にありながら公益を担ってくれる公益法人については国として必要な政策的配慮をし、バックアップしていかなければならないと思いがします。

新たな公益法人の事業内容は極めて幅広い分野にわたりますし、その数も全体で二万五千を超え、国が所管するものだけでも約七千あることを考えますと膨大なものであります。内閣府において、これらの法人の事業内容を十分に把握して適切に監督していくのかどうかということを心配いたします。

また、各府省庁がその所掌する政策を遂行していく上でも、行政のパートナーとしての新たな公益法人と各府省庁との関係とこの内閣府による法人の監督がともすれば二重行政になったりそこを来したりしないかという懸念もあります。このような点に十分留意して、新たな公益法人認定制度

の事務局となる内閣府と各府省庁との間で連携を図っていくことが重要でありますし、また、行政改革に逆行することのないよう配慮しつつも、十分な監督を行うために必要な人員体制を整備していくことも必要であると考えます。

新たな公益法人を適切に認定し監督していくための体制整備について中馬大臣の見解を伺います。

○国務大臣(中馬弘毅君) これは、明治二十九年でしたか、百年余り前からの一つの制度をここで大きく変えようとするわけでございまして、大変な一つの新たな行政改革といえましょうか、お役所の管理監督を外して民に責任を持ってもらうという形をつくるわけで、これはそれなりに非常に大きな意義があるかと思いがします。

その作業でございしますが、今お話がありましたように二万六千人足らずの数があられるわけでございまして、これをひとつ新たな切り替えることになりましてと相当ななれ事務量が十分に想定されます。それをやっていかなければいけないわけでございまして、公益認定等の委員会、これにお任せするだけではなくて、その事務局が大変だと思いがす。かといって、行政組織のスリム化の観点ですから、これを膨大なものにしてしまったらまた一つの意味がありませんで、スリム化の観点を踏まえつつその機能を的確に発揮できるように所要の体制はやはり整備していかなければいけない。しかもこれを五年間でやらなければいけませんので、それなりの体制は、優秀な人材をそこに集めてやっていく所存でございします。

また、今お話がありました各府省庁とこの内閣府との一つの二重行政やそこがあつてはならないというところでございしますが、もちろんそうでございまして、内閣総理大臣、また地方におきましては知事でございしますが、これらは公益社団法人、公益財団法人を監督するに当たりまして、その法人が法令上行政機関の許可を必要とする公益目的事業を行う場合、そうした場合においては、これは内閣府が勝手に決めるのではなくて、その法人

が所要の技術的能力を有しているかどうか、そういった一つの要件を、十分に許可等を行う行政機関の意見を聞くことによってそれを調整することができると思いがします。そして、最終的にはもちろん内閣総理大臣等の決断になるわけでございしますが、判断になるわけでございしますが、そうしたことで適切な監督を行うことができるものと考えっております。

○中川雅治君 ところで、今回の公益法人制度改革で、今も申し上げましたけれども、二万五千の公益法人、国が所掌するものだけでも七千ある公益法人の方々は、恐らく二十年度から五年間の間に順次公益認定等委員会できちんと審査され、公益社団法人、公益財団法人として果たして認定してもらえぬのだからと不安になっているわけであります。それは、今回の改革について税制がどういう取扱いになるか分かっていないことと大きく関係しております。

財務大臣、総務大臣の衆議院での答弁を聞いておりまして、まず先に公益法人制度改革の改革があつて、税はそれを見て検討していくものであるという趣旨の御発言がありまして、私もそれは十分に理解するものであります。ただし、税制がどうなるのか関係者の一番の関心事であることも確かであります。

現在、公益法人に対しては法人税を始め様々な優遇措置があります。そして、別途寄附金に対する税制上の優遇措置を講ずるに当たって特定公益増進法人という制度がございまして、これは主務大臣が公益法人の中からより一層公益性が高いとして国が特に政策的に支援する必要がある公益的事業を行う法人を更に認定する仕組みとなっております。この特定公益増進法人、特増法人といっておりますが、これは三十八事業に類型化され、限定列挙されております。

そこで、谷垣大臣にお尋ねいたしますが、今回の改革で認定されるすべての公益社団法人、公益財団法人について、現行の公益法人に対する法人税等の優遇措置のほか、現行の特定公益増進法人

に対する寄附金の優遇措置も適用されると考えてよいのでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) この件に関する我々の基本的なスタンスは、去年六月に政府税調で公表されました基本的考え方というのがございます。

その中では、新しい制度下の公益法人について、今お話がありましたように、第三者機関によって公益性の認定を受けた法人は他の法人と競合性のある事業だけに課税するといった法人税の優遇措置を講じると。それと同時に、こういった法人は基本的に寄附金優遇の対象法人とすると、これが合理的であるというふうに着目されておりまして、こういうことをもって寄附文化の育成に税制の上からも寄与しよう、というのが私どもの何といえますか、基本的なスタンスでございます。

ただ、言うまでもなく、それが租税回避手段として使われるということがあってはこれはならないわけでございますので、私どもは結果としてその第三者機関の認定を尊重していきますから、そこに寄附税制を受ける範囲が広がっていくということは多分そのとおりだろうというふうに思っているわけでございますが、ただ、具体的なやはり制度設計を見させていただきたい、このように思いまして、その上で先ほど申し上げたような基本的な考え方によって制度をつくってまいりたいと思っております。

○中川雅治君 ありがとうございます。

そうしますと、現在、公益法人は二万五千を超えていますし、国所管だけで七千ありますが、特定公益増進法人はわずかに九百程度です。今回の改革によって言わば九百程度の特増法人が一挙に二万五千くらいにまで拡大するということになるわけでありまして、これは大変画期的なことであると評価いたします。

しかしながら、関係者が心配しておりますのは、今回の改革で認定される公益社団法人、公益財団法人については、税の優遇措置が現行よりも手厚くなると。ですから、今の特増法人に対する

優遇措置も一緒に適用になるということでありまして、審査をより厳格にして数を絞っていくということになりますと、現に存在している公益法人の関係者は大変な不安を抱くわけでありまして。

もちろん、二万五千を超える現在の公益法人がすべて公益社団、公益財団という形に認定されるとはもちろん限らないと思えますけれども、基本的には今きちんと公益事業をやっている法人はそういう形に認定されるんだと、そしてそれは今の公益法人の税の優遇措置も、特増法人に対する寄附金の優遇措置と同様の優遇措置も受けられるんで不安はないと、こういうことでよろしいのか、中馬大臣からお答えいただきたいと思えます。

○国務大臣(中馬弘毅君) 二万五千あるわけでございますが、これにはかなり休眠状態のものとか、もう時代的役割が終わって要らないんじゃないかと、あるいはまた統合できるもの相当ありますから、その数がそのまま認定ということにはならないと思えますが、ともかくそういうかなりの数になることは現実でございます。

ただ、今お話がありましたように、前よりも税の優遇措置が拡大されるかどうか、これも今後の制度設計の問題、今財務大臣がお話しになったとおりでございますが、それも一概には断定できないと思えますが、ともかくそういうことで認定基準等が法令で明確に定められて、これらをすべて満たすと判断されれば認定が行われることになりまして、主務官庁の裁量が大きい現行制度における場合とは異なっており、認定の申請をする法人にとってはある程度予見可能性とか透明性がより高まることになる、こういうふうと考えております。

いずれにしましても、今回の改革は民間が担う公益を積極的に位置付けるものでございまして、各法人においても法令に定められた認定基準等を満たし、公益社団法人、公益財団法人として活動していただくことで民間非営利部門の健全な発展

が促進されることをこれを期待しているわけでございます。

税の優遇措置につきましては、また政府の税制調査会等で今後決定されることでございまして、ここで何か予見を持って申し上げることはちょっと差し控えていただきます。

○中川雅治君 いずれにしましても、今きちんと活動している公益法人がこの公益認定等委員会できちんとまた認定を受けられるのかどうかという点についての不安が大きいようでありまして、この点については透明性を持って不安がないということを引き続きこの時点で明らかにしたい、ただきたいというふうに申し上げておきたいと思えます。

そこで、次に、天下りの問題についてちょっと私の気持ちを述べさせていただきますと思えます。

最近の天下り論議を聞いておりますと、とにかく公務員の再就職はすべて悪い、公務員は全員定年まで働いて、あとは一切再就職しないで余生を送るのが望ましいというように受け取れる論調が横行しつつあるように思われます。私は、このような論調が一般的になっていくのはどうかと思うのであります。

例えば、独立行政法人であります、これは国が直接には実施する必要はないが民間に任せる分野でなく、民間的手法を取り入れながらもやはり国が責任を持つ分野の仕事をするところなわけですね。独立行政法人は国の政策に基づいて、あるいは国の方針の下に業務を行っているわけですから、国の政策や方針をよく理解している人に独立行政法人に行ってもらい、あるいは独立行政法人の方からそうした人に来てほしいということも当然あるわけ、これは広い意味で国としての人材の配置だと思っております。ですから、公務員のOBが独立行政法人に行くのはまず良くないことだ、悪いことだというのが先にあって、これは天下りだ、けしからぬと決め付けていくのはどうかと思えます。

もちろんケースによっては批判されるような人もあるとは思いますが、国の政策として行っている独立行政法人の業務に国の政策を理解している公務員OBが配置されることがなぜそんなに悪いことなのか。政治もマスコミも全員合唱でそうした論調を張っていくことは何か恐ろしい感じがいたします。

また、これから市場化テストを拡大していく、そして中央官庁は行政上の判断を要する仕事を中心となつて、いわゆる現場部門、公権力の行使を伴わない執行部門は民間に委託していくという流れになってまいりますと、現場で積んだ経験を生かして、今度は民間の会社であるいは公益法人で、国の委託を受けた仕事にあるいは民営化された仕事にその役員あるいは従業員として働く、これがすべて悪いわけではないと思えます。こうして働いている人にあたかも悪いことをしているように言うのは余りに気の毒である、行き過ぎである。こうした風潮は怖いと思えます。

また、公務員は皆定年まで働けばそれは結構なことだ、望ましいことだと思えますが、これは、これから国の役所はスリム化し、いわゆる行政上の判断を必要とする部署、企画立案部門を残して、現場の執行部門は独立行政法人に移す、あるいは民間に委託するという方向になっていきますと、皆定年まで役所で仕事をすることが果たして国全体として人材の有効活用になるのか疑問もあるわけですね。

企画立案の仕事あるいは行政上の判断を要する仕事には向かないが、現場での執行の仕事には適材であるという人もたくさんいるわけでして、そういう人がちよつと早めに退職して、今までの経験を生かして独立行政法人であるいは民間で働くことになつても、それをいけないことだ、悪いことだとしていくのはどうなんでしょうか。もちろん、方向としては公務員は定年まで皆公務に従事できるようにするのは理想だと思えますけれども、公務員になつたら定年まで働け、もう再就職はすべて悪いことだという風潮をつくり上げてい

ぐらい掛かるというんですね。北側大臣は閑空の二期事業でも大変御苦労をされていますが、あれについても九千億円とかいう事業規模で国費の負担が三千億円。これはしかし、いろいろ議論は我が党内にも与党内にもありますけれども、ナショナルハブを造ろうというような考え方でありますね。ですから、国民全体の税金をある程度つぎ込むということについて、いろいろ議論はありますけれども、少なくとも首都高は拡幅をするわけでもないんです。渋滞緩和をするわけでもないものについて地下を通して六千五百億円お金を使う。それを首都高速、民営化会社が判断をしてやりたいというんならともかく、いや国が是非景観を維持したい、ランドスケープは大事だということとで言っているものなのかどうなのか。まあ恐らく、今いろいろ有識者を交えて検討しておられるし、費用負担の幅もあるということでございます。

ですから、今正に検討中ということでございましょうけれども、やっぱり行政改革ということとを議論し、しかもその民営化会社にしっかりと議論を、どこにどういう路線を引くかということを考えてもらわなければならないというときに、例えば、環状六号、山手通りのあれば中野から品川の方にかけて今一生懸命工事されていますね。あれが掛かる費用が大体、品川線というんですか、四千億円。これは恐らく相当な渋滞緩和のための事業ということで、これも正式に首都高速、従来の首都高速道路公団、今後の首都高速株式会社ですか道路株式会社ですか、そこがどれだけの負担をされ、どれだけが持たれ、どれだけ国が持たれるのかというのはこれから決められるんだと思いますが、あれでも四千億円なんです。

それに比して、この日本橋に青空、非常に夢のあるプロジェクトだし、私もそういう都市景観にお金をつぎ込むことの必要性というのは地方自治も含めてしっかりと考えていかなければいけないと思います。例えば、京都の古都の保存というのはどうするかということも、これも本当に国

全体として考えるべき課題かもしれない。

しかしながら、こういうことについて、余り一国の総理が踏み込んで後のコストの問題も考えずに議論をするというのは、本当の意味での地方分権にも反しているし、道路公団の民営化ということにも反しているんじゃないかと私は思うわけでありまして、北側大臣、細かいことは結構です。率直な思いだけお聞きしたいと思えます。

○国務大臣(北側一雄君) あれ日本橋の上に掛かっている首都高ができましたのは東京オリピックの前なんです。昭和三十八年の十二月でございまして、これ、全国にこの手の例というのは、今京都のお話もございましたが、あちこちでございまして、例えば東京でも皇居のお堀の上を高速が走っているんですね。あれも恐らく同じようなころにできたと思うんですね。あのころは、何とか東京オリピックに間に合わせないといけないということ、恐らくそういう川の上だとか、そういうお堀の上だとかというのはお金が掛かりませんので、そういう意味でやったんだろうというふうに思います。

ただ、今、我々日本社会もやはり高齢社会、ある意味じゃ成熟化してきて、やはり伝統とか歴史とか文化に根付いた景観というものを大切にしたいといけないねというのが非常に私、価値観が高くなってきたというふうなふうに思います。

そうした流れの中で日本橋の今のお話があるわけでございますが、これについては、総理の話の以前から、この日本橋というのはやはり東京のまさしく一番のシンボルになるような地域でもございまして、この日本橋の景観を変えたいねというふうな意向というのは、考え方というのは以前からございました。以前からあり、以前から議論もされておりました。

そうした中で昨年の十二月に総理からそのようなお話もあり、現在、有識者の方々で検討をしております。日本橋川に空を取り戻す会というのを二月に設立をいたしました。基本方針を本年の夏までに取りまとめるということになっております。

が、そこでは、必ずしもこの高速道路をどうするかというだけではなくて、やはり日本橋全体の地域の町づくりをどう進めていくべきなのかというふうな総合的な観点から今議論をさせていたたいところのございます。

おっしゃっているとおり、これ費用の問題もありますし、また、その費用を一体だれが負担するのかという問題もありますし、そうしたこともよくこれ議論しないといけないし、また国民の皆様御批判もしっかりとちょうだいしていく必要があると思っております。拙速は慎むべきであるというふうに思っております。

ただ、これはここだけの問題ではございませんが、昭和三十年代、四十年代に造られた高速道路、またいろんな構造物がございます。それがいづれ、いづれにしましても建て替えをしないといけない、更新をしないといけない、こういう時期がいずれやってくるわけございまして、そういうことも含めて、余り短期間ではなくて長い中長期的な町づくりというふうな観点から私は議論していくべきではないのかというふうに思っております。

○松井孝治君 日本橋というのが一つの日本のシンボルであろうということは私も認めますが、全国各地に、今皇居の問題もおっしゃいました、いろんな地域があるわけですね。特に、ランドスケープということになってきますと、なぜ日本橋だけなんだという議論が常にあるということ、念頭に置いていただいて、同時に、やはりこれは民営化会社、やっぱり高速道路、首都高の見直しです。今この有識者会議にも民営化会社が入っていないわけでありまして、そこも含めてきちんとバランスの取れた議論をしていかなければ、負担だけして、そして、ただでさえ高い首都高の料金がまた更に上がるというようなことになってしまったら、やっぱり利用者にとつて何のための行政改革だったんだということになるということこそ是非お含みおきたいと思えます。

北側大臣、せっかくおいでいただいて、立っていただいたんで、ちょっと急な話でもあります。今日ちよつと新聞記事で、先ほど事務的には御通告を申し上げましたけれども、細かい事実関係は伺いませんが、私どもが資料要求をして、ずっと、前回、連休前の審議でも天下りと随意契約の話は私も取り上げさせていただきました。これ国土交通省だけではないんですが、今日の東京新聞には、「省庁随意契約見返り」、「三分の二の法人天下り受け入れ」ということがございまして、国土交通省は、随意契約をしているいろんな公益法人とか独立行政法人、八割の法人に天下りを送っておられるという記事が出ておられました。

この事実関係、大臣は把握しておられますか。大臣、把握しておられるかどうか。細かい事実関係ではなくて、把握しておられるかどうかですか。大臣お答えください。

○国務大臣(北側一雄君) ちよつと数字は詳細に私まだ報告を受けておりませんが、相当多くのところに再就職をしていると、天下りをしているという事実はあると思います。

○松井孝治君 これも連休中の記事であります。これは読売新聞の記事で、「入札参加」お手盛り「要件」ということで、国土交通省の所管の地方整備局が、入札参加要件について、その傘下の社団法人が行っている研修、講習の義務付け、入札したいのであれば、応札したいのであればこの講習を義務付けているという実態が報道されました。

これについて、北側大臣、事実関係は御承知ですか。

○国務大臣(北側一雄君) この報道の後に報告を受けております。

○松井孝治君 北側大臣に率直な御感想、そして御意見を伺いたんですが、これ別に国土交通省だけじゃないんですね。私も前回の審議で、いろんな各省庁にまたがって同じようなものがあると。総理も非常に強調しておられました、そんな

どこどこだけじゃないんですよと、どこにもあるんですよというふうに強調しておられました。この随意契約と天下り、そしてその公益法人、天下りをたくさん受けている公益法人がいろんな研修などをやっておられる、ほかの事例もございす、今日も御紹介をいたしますけれども、そういう関係ですね、その講習を受けないと事業に入札できない。これは全部の地方整備局に必ずしもあるものではないと記事は言っていますけれども、この構造、やっぱり北側大臣、先頭に立ってメスを入れられるおつもりはありますか、ないですか。

○国務大臣(北側一雄君) この近畿整備局の建設協会だけではなくて、全国にある整備局の下にそうした建設協会、弘済会がそれぞれあるわけでございます。それにつきましては、もうこの委員会でも何度も御指摘をいただいているところでございまして、昨年来御指摘をいただいておりますので、私の方から、昨年の十一月だったと思えますけれども、この弘済会がやっている業務について総点検してもらいたい。そして、もう民間でできることはもうできるだけ民間にやってもらうというふうには是非やるべきだということで、第一弾として取りまとめたのが三月末に出てまいりまして、従来弘済会でやっていた業務のうち、もう民間でできるものについては民間に回すというところで今年度から、早いものは昨年度からスタートしておりますが、今年度からやらしていただいているところでございます。

これで終わりではなくて、更に様々な、今委員のお話のようなことも含めまして様々な課題、問題点がございまして、更に今検討をさせているところでございます。考え方としては、民間でできることはもう民間にやっていただくということとで進めさせていただきたい。

ただ、中に、例えば河川であれ道路であれ、昔は整備局の職員が直接関わっていた業務が、そういう整備局の職員が減ってくるにつれて外部委託をせざるを得ない業務が出てきます。日常的な河

川の管理にかかわるところ、また様々な公共工事の補助業務にかかわるところ等々があるわけですね。そういうものについて、やはり専門性があつたり、また強い公益性があるという中で、やはりその専門性や公益性という根拠から、どうしてもそこはそうした弘済会の職員に委託した方がいいというものも私はあると思うんです。そこはきちりとそういうものはしっかり限定をしていって、民間にできるものは民間にしていこうというところで更に見直しを進めさせていただきたいと考えております。

○松井孝治君 これは国土交通省だけではなくて、安倍官房長官にも今日は御出席いただいておりますが、内閣全体として、中馬大臣を含めて取り組んでいただきたい問題なんです。

公益法人ということ、少しそれますけれども、これもちやうど連休のスタート、四月二十八日に大きく各紙が取り上げました。厚労省、川崎大臣お見えでございますが、特別民間法人、これが何者であるかというのは、もしよろしければ中馬大臣に御解説をいただきたいわけがあります。

中央労働災害防止協会というところがございますが、ここが、「公益事業三億架空仕入れ」、これはもう読売新聞のトップですね、四月二十八日。読売新聞だけじゃなくて朝日新聞もトップ、「原稿料装い金銭提供」三億八千万円所得隠し、こういうものが報道されているわけでありす。

それで、従来問題になっていた、例えば厚労省の職員に、いろんな原稿のチェックをする、それを改訂するときに原稿料が若干払われるというケース、それもや問題だと思えますけれども、これは増刷をするときに、資料を増刷するときにも原稿料を払っていた。要するに、資料を増刷するときには何で原稿料必要なんだということなんです。そういうものまで含めて、厚生労働省の職員、委員長も大臣を務めておられたわけでありす、払い続けていた、しかもそれを損金で処理をしていたということで国税が入つてこういう

記事になったわけでありす。

これは、私、この問題は、恐らく今、この連休前にどんと新聞記事に出て、いろいろ調査をしておられるところかもしれません。それから、国税当局の判断についてここでもいろいろ伺ってもなかなか御回答されにくいところがあるかもしれません。問題は、ここは何なのかということでありまして、新聞によりまして特別民間法人というのは出ております。これ、中馬大臣、特別民間法人について何ですか。

○国務大臣(中馬弘毅君) 私も詳しくは存じませんが、民間法人化されたかつての認可法人で今は国の関与をなくしたと、このように理解しております。

○松井孝治君 そうなんです。法律に基づいて、いわゆる特殊法人と同じ類型で認可法人というものがあつて、それを民間化したものがこの特別民間法人というものでありまして、これは、です。それから、総務大臣おいででございますが、公益法人なんか比べてより特殊法人、独立行政法人と性格が近い、公的な色彩が強いものなんです。だから、法律に基づいてこの中央労働災害防止協会というのも設立されているわけでありす。川崎厚生労働大臣が所管、監督をしておられる法人でございます。

川崎大臣、もし御存じだったらお伺いしたいんですけれども、この団体、特別民間法人は何人の理事がいるか御存じですか。

○国務大臣(川崎二郎君) 今御指摘いただきました中央労働災害防止協会、労働災害の防止のため事業主団体等が自主的に組織した団体、一方で労働災害防止団体法に根拠を持つ団体ということで、今委員に御指摘いただいたような性格になっております。

昭和三十一年に設立をされまして、基本的には経団連の会長が会長職に就かれるということで今日まで来ております。したがって、今は奥田さんが会長でございます。

団体数が百二十二の団体、それから各県の代表

者が出ているということから、理事百八十人という構成になっております。

ただ、一般的な運営については常任理事会で諮りながらやっておるということでございます。

○松井孝治君 百八十人の理事がいる団体、たそうでございます。

総務省の政府参考人をお願いしておりますが、この前、私、連休前の質疑でも、公益法人の監督基準というのを閣議決定されておまして、そのさらに細則を幹事会で決めておられます。そこで、公益法人、要するに、官の色彩のより強い特別民間法人よりもより民間の色彩の強い公益法人、竹中大臣にはつきりそれは民でありますというふうにお答えをいただきましたけれども、総務省から、事務方で結構でございますが、公益法人の指導監督基準にのつとつて、公益法人の理事というのは大体これぐらいでなければいけないというのを申合せも含めて決めておられると思うんです。これが大体どれぐらいの範囲なのか。そして、それは上限も含めて目安があると思うんですが、なぜそういう目安を決めておられるのか、御答弁いただきたいと思ひます。

○政府参考人(熊谷敏君) お答えいたします。公益法人の設立許可及び指導監督基準についてのお尋ねでございますが、この基準の趣旨につきましては運用指針が定められております。

この中におきまして、公益法人の理事の定数につきましては、法人の事業規模から見て余りに少数であれば、法人の適正な運営を確保することが困難になるおそれがある。一方、余りに多数であれば、理事会の運営が法人にとって負担になる。いずれの場合においても、理事会の機能が形骸化し、特定の理事の専横を招くおそれがある。また、事業内容によつては、理事の間で職務の分担が必要であったり、一定の有識者等を理事に加える等の配慮が必要な場合もある。このため、理事の定数は法人の事業規模、内容等に応じ、また同種の公益法人の例等から判断して適切な数とする必要があるとされているところでございます。

また、理事の定数に関する定款、寄附行為等における規定につきましては、その上限と下限が余りに開き過ぎていると、成立要件及び議決要件がその時々で変わる等、理事会の運営上支障をもたらすおそれがあるので適当ではないとされているところでございます。

○松井孝治君 非常に客観的に読みをいただいたんだと思うんですが、要は、理事というのは多過ぎて駄目だと。多過ぎると、その理事会が形骸化するわけですね。ですから、これ、百八十人の理事会なんて、恐らく全部委任状で処理しておられると思うんですが。今の政府参考人の説明の中で、特定理事の専横を招くから理事の数が多過ぎていけないし、また少な過ぎていけないというお話があったと思うんです。

ちなみに、この労働災害防止団法に基づいて理事の定員というのは理事五人以上と、こう書いてあるんですね。五人以上と書いてあるけど、何人以下とは書いてない。現実には、理事五人以上置くと書いてあって、百八十人の理事を置いていくわけですね。で、理事会をどれぐらいのペースでやられているのか、私、詳細に承知いたしません。が、恐らく理事会というのはもう、私も理事の名簿をいただきましたが、会長は経団連の会長ですよ。で、いろんな業界団体から、それは労働災害の防止ですからいろんなところが関連してくるから充て職で、山ほど理事の名前があつて、現実には、ほとんどこの方々が、全員が参加して議論をされるといことはなくて、まあ専断理事とかそういうところが実権を握っておられるということ。その中で、要するに理事会が機能しないわけですね。理事会が機能しない中で、相も変わらずこういう国税当局が踏み込むような原稿料の問題があるとか、あるいは架空計上の問題があるということがある、これだけ特殊法人と認可法人、しかもそれが民間化されたという、ちよどボテンヒットのような状態でこの特別民間法人ということなんです。こういう事態が起こっているということなんです。

重要方針、昨年の秋の重要方針で、こういう団体について何らかの措置は決めているんだと思うんです。ある程度定員減らしていくとか、決めていると思うんですが、中馬大臣、こういう特別民間法人は今回の行革法案の対象に入っているんですか、この改革は、中馬大臣。入っているか入っていないかだけですよ。

○国務大臣(中馬弘毅君) 直接には入っておりませんが、二年前の行革方針の中にそのことがうたわれておりまして、今検討中でございます。

○松井孝治君 竹中大臣、事前通告しておりませんが、公益法人の監督基準も引用させていただきまして。今みたいな理事会の機能、しかも総会のメンバーはどれだけあるかといったら、百二十二人らしいです。正会員は、正会員百二十二の団体で理事数が百八十。こういうものを、広い意味での行政改革を担当されて公益法人改革も担当されている竹中大臣から見られて、こういうことが本当に放置されて公的団体のガバナンスというのは保たれるんでしょうか。この団体に特化せずに、一般的な特別民間法人の在り方を含めて改革のメスをもつと入れるべきではないかと思うんですが、その点について竹中大臣の御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今、松井委員御指摘くださいましたけれども、正にちよつとこれは私が所管している公益法人ではございせんので、どのような御事情でこのような状況になっているか、ちよつとにわかには判断ができません。ただ、先ほど審議官の方から読ませていただきました。似たあの方針の中にもありましたように、同様の、類似の法人に比べて著しくバランスを失っていないかどうかというのも重要な観点であろうかと思ひますので、そういうような観点からは常にその所管の省庁におきましてチェックをしていただかなければいけないと思ひております。

松井委員の御指摘は、そうしたことも含めてより大きなルールとして総務省として何か考えるべきではないかという議論でございまして、き

今、これは連休前の諮問会議で、総理から、いろいろこれまで議論されてきたこと、議論されていることについて整理をして、対応できるものはしっかりと対応するようにという指示、これは行革担当大臣に出しております。行革担当大臣とよく御相談をしながら、対応すべき問題があるかどうかということをよく考えてみたいと思ひます。

○松井孝治君 是非よろしく願ひいたします。若干、法律、法案の具体的な内容について個別にお伺ひしておきたい事項がございまして、議論をそちらに移らせていただきたいと思います。

北側国土交通大臣はもう、委員長の御判断であります。私の方からは御質問することはございません。

ものとする。」と、こうなっているんですが、基本的な概念であります。この市場化テストというものは、この法律は、地方公共団体は、責務と書いてありますが、これを行わなければならないんじゃないでしょうか、それとも任意なんじゃないか。

○国務大臣(中馬弘毅君) 地方公共団体における市場化テストの実施につきましては、これは地方自治でございますので、その本旨を含めまして各地方公共団体の自主的な判断にゆだねることとしたしております。強制するものではありません。

今、条文のことをおっしゃいました。五条におきまして地方公共団体の責務及び第八条において「官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合に、と、強制ではなく自主的にこれを行う場合には」という意味ですが、この場合にはということ規定されておまして、あくまでもすべしということではなくて、する場合にほこうしなさいということでございます。

○委員(尾辻秀久君) それでは、北側大臣、御退席いただいて結構であります。

○松井孝治君 確認だけしますが、そうすると、五条だけじゃなくて、八条であるとか十六条、十七条、十八条と、地方公共団体がこういう計画を作るものとするという規定がたたくさんございまして、それはあくまでも地方公共団体の任意だということと理解してよろしいんでしょうか。

○国務大臣(中馬弘毅君) 法律用語的になります。が、しななければならないというのではなくて、するものとするという形にしております。

○松井孝治君 あと、条文的に、もう一度条文を参照していただきまして、具体的に、じゃ、地方公共団体というのはどこまで入るのかということをお伺ひしたいと思います。

これは中馬大臣中心に御質問をさせていただきたいと思ひますが、まず、この市場化テスト法が地方自治体をどこまで縛るのか、この点、総務大臣とも関連をいたしますが、お伺ひしたいと思ひますが、この法文の、(発言する者あり)ちよつとお待ちください、五条。たまには条文審査もしないと法案審査らしくありませんから、条文も読んでいただきたいと思ひますが、当然、お読みだと思ひますが、この条文を見ますと、五条、地方公共団体の責務とありますが、大臣、条文はお手元ございましてか。

地方公共団体の責務とというのがございまして、「地方公共団体は」とこう書いてあつて、云々云々とありまして、「必要かつ適切な監督を行う

第二十五条の第五項を見ていただきますと、「国の行政機関等又は地方公共団体の事務又は事業として行われる国民に対するサービスの提供」と、こう書いてありますが、こで言う地方公共団体というのは、例えば地方三公社とか、地方公共団体にも独立行政法人がございまして、これは対象に

なるんでしょか、ならないんでしょか。

○国務大臣(中馬弘毅君) これはなりません。地方公共団体といいますが、ここで言っておりますのは、官民競争入札のうち、本法案の規定による法律の特例が適用される特定公共サービスを対象とするものについて、その手続に関する規定等所要の措置を講じているところでございまして、他方、法律の特例を講ずる必要のない業務につきましては、地方自治法及び地方自治法施行令に基づきまして、条例あるいはまた規則に手続を規定することによりまして官民競争入札等を実施することができるとございまして、この法律に適用、書いておりませんが、これはもちろん必要のない、法律の特例を講ずる必要のない方の業務に入るわけでありまして。

○松井孝治君 そうすると、この法律を見て、地方の首長さんが、いや、うちの地方独立行政法人とかあるいは地方三公社について、市場化テストの対象にしてこの法律にのっとってやろうと思ってもそれはできないということではよろしいですね。

○国務大臣(中馬弘毅君) 今申し上げましたとおり、これは、地方の方には今言いました地方三公社ですね、これとか地方独立行政法人、これは法律の規制があつて、役人でなければできないといったようなことでありません。それはもう民間の方に移しております。民間といひますようからね、役人でない方にですね。そういうことですから、これは対象になりません。

しかし、地方自治体はかなり自由度がもう、任されておまして、民間委託をしようがあるいは指定管理者制度に渡そうがあるいはまた、この法律によらずして官民競争入札あるいは民競争入札に付すことも、これももう自由でございまして、特定のもので、そして何か法律の規制があるものにつきましては、これにつきましてどうしてもこの法律を適用しなければならぬといった場合には、これは改めてもう一度法律を出していただきまして、この改正が必要かと思ひます。

○松井孝治君 分かりました。この法律では対象にはしていいと。ただそれは、この法律外で自治体が行われればそれは妨げるものではないということですね。

具体的なか身についてお話を伺ひしていきたいと思ひます。

この今回の対象になつてゐる特定公共サービス、三類型大きくあるわけですが、まず一つ目に私が伺ひたいのは、自治体の窓口六業務というのがございまして。これは従来、竹中大臣のころの御担当だと思ひますが、郵便局でこれが、ワンストップ法案と言われていたものが通りまして、できるようになつていたはずなんです。今回はこの市場化テスト法にのっとって、いわゆる自治体の窓口業務というのを民間事業者に開放できるようにしたということでありまして。

そのときに、例えば、個別企業名を挙げるのはいかにどうか分かりませんが、コンビニエンスストアのA、Bというところが手を挙げてきたら、これは競争入札にのっとってやるというのがこの法律の基本的な考え方だと思ひます。いわゆる行政サービス、窓口業務などを民間事業者が行政庁舎外でもやれるということに一定の道筋を開いた画期的なものだということにも解釈できるわけですが、そのときに、私が一つ伺ひたいのは、これ竹中大臣に伺ひたいと思ひますのは、郵便局の場合は、あれは法律の性格上当然無競争だったと思ひます。郵便局が手を挙げてこの六業務を郵便局に委託するかどうかというのはこれは自由、自由といひますが、それは委託するという判断をすればそれができるといふ法律だったと思ひます。

ところが今回、民間事業者にその窓口六業務が開放されるということになりました。そうすると、まあセブンイレブンとかローソンとか、そういうところが手を挙げてきた。そのときには競争入札をしなきゃいけない。同時に、郵便局もこれから民間会社になると。郵便局は競争がなくて従来よかったかもしれないけれども、この法律がで

き上がりまして、郵便局もその窓口六業務を私がやりたいと言ふ。民間のコンビニエンスストア、まあコンビニに限りませんが、民間事業者も私もこの窓口六業務を是非やりたいと言つてきたときに、これは当然のことながら郵便局も含めて一般競争入札が適用になるといふふうに解してよろしいんでしょか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今の松井委員の御質問に対しては、そのとおりだということだと思ひます。

郵便局、これ、これから民営化されていきますけど、いわゆる特殊会社でございまして。昨年十月に郵便局事務取扱法というのを改正しておりますけれども、これ、民営化後の郵便局にそうした特定業務を行わせることができるというふうにしてその法律で定めておいて。それに今回、この法案で、御審議いただいている法案によつて入札手続を経て落札した民間業者が行えるようになる。それをどのようにするか。つまり、正に市場化テストに掛けるというのは一つのチャレンジであるし、いや、そういうことをしないで郵便局に頼むと。その場合は入札手続は要らないと。これ、特殊会社であつて、この郵便局事務取扱法によつてそれは郵便局に、一定の基準を満たす郵便局に指定することもできると、そのような選択が自治体に与えられることになりまして。

したがつて、松井委員の御指摘の、実際に民間にも入つていきたいところがあつて、入札させるかというときには、市場化テストをやるかというときには、正に郵便局もその中のワン・オブ・ゼムになつて、正にその中の一つになつてその入札に参加することに相なる、そのような位置付けでございまして。

○松井孝治君 ちょっと意味がよく分からなかつたんです、最初の結論だけだったら非常に明快だったんですけども。

要するに、郵便局にその事務を委託することはできるわけですね、これは別法によつて。ところが、じゃ、自治体側は、とにかく郵便局は信頼す

ると、民間業者は信頼しないという自治体があつたとして、この市場化テスト法、通称市場化テスト法を通じて市場化テストの対象にしないと彼らが判断したときに、むしろ従来の、何という法律でしたかね、郵便局に対して、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律に基づいて私はこの六業務を、あるいはそのうちの一部を郵便局に委託したい。で、片方で、同じ地域において、私たちは民間でやりたいという事業者がいるけれども、それは自治体の判断で郵便局に委託するということができるわけですか。答弁してください。

○国務大臣(竹中平蔵君) 自治体の判断で郵便局に委託することもできるかということに関しては、そのとおりでございまして。

○松井孝治君 大臣、これ、ちょっとおかしいんじゃないですか。だって、民間事業者がその同じ業務を開放すると言ひながら、どうして郵便局に、自治体の判断で郵便局にお願いする。片方で私たちも同じ仕事をやりたいという人がいるにもかかわらず、そしてその準備をしているにもかかわらず、いや、郵便局だけだったらあれですよ、ほかにはないなら別ですけど、郵便局以外にも民間事業者もできるよになつて、そういう法律を作つて、民間事業者が手を挙げているときに、何で民間事業者と郵便局を差を付けるんですか。郵便局、民間でしよう、これから。おかしいじゃないですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) これ、すべての今回の市場化テスト法においてそうでございまして。郵便局、市場化テストに正に掛けるかどうかという判断、これは、この判断、正にこの場合ですと地方自治体にゆだねられてゐるわけです。それは地域によつていろいろな事情があると思ひます。郵便局に任せる方がよいという判断を地方自治体が行う場合は、それはそれでそれを妨げるものではないと思ひます。一方で、様々なサービスの多様化、更には競争を行わせたいと自治体と考えてこれは市場化テストを行う場合、その場合は郵便局といえ

どもその競争者の一人となって入札に参加しなければならぬ、そういうチョイスがこれは自治体に与えられているわけであります。

○松井孝治君 そうすると、大臣、こういうことですね。この市場化テスト法の対象に自治体がある、これはまあ任意ですから、最初に私がお伺いしたように、任意ですから、これを使いますというふうに自治体が判断をして、そしてその窓口六業務をどなたかに委託をしたいというふうになったときには、民間の事業者と郵政会社も同列に扱わなければいけない。しかしながら、そこを判断をしない、要するにこれは任意ですから、我々はこんな市場化テスト法なんて気に食わないから使わないと自治体がおっしゃったときには、郵便局には別法で委託はできるけれども、そのときには民間の方はイコールフットリングにはならない、そういう理解でよろしいわけですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) そのとおりでございます。自治体の判断でございます。

○松井孝治君 こういうことですね、中馬大臣。要するに、自治体の判断、任意ですから、正に、片方で郵便局がやりたい、そして民間のコンビニエンスストアもやりたいと言っている、実際はイコールフットリングにならないということが起こり得るということは御認識をいただきたいと思ひます。今おっしゃったのが恐らく法律上の整合的な解釈だと私も思ひます。ただ、それで本当にいいのかどうかという議論は、この委員会を引き続き私はしなければいけない課題であるというふうにも思っております。

具体的にこの特定公共サービスについて、ハローワークについても、厚生労働大臣お見えでございますので、お伺いをしたいと思います。
この法律の三十二条にハローワーク絡みの職業安定法の特例が規定をされています。それで、どうも第三十二条の第一項の一号の業務というのがホワイトカラー向け人材バンクの業務であるというふうにも伺っております。

以前から私、内閣委員会等で議論をさせていた

だいておりますが、厚生労働大臣に改めてお伺いしたいと思うんですが、これ、ホワイトカラー向けの人材バンクは対象になるけれども、いわゆる無料職業紹介、本体の部分ですね、ホワイトカラー向けは対象に今回していますけれども、そこは今回の対象にされなかったという理解をしておるんですが、なぜホワイトカラー向けだったら対象にできて、いわゆる一般的な無料職業紹介は対象にできないのか、その理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(川崎一郎君) 予算委員会でも何回かお答え申し上げたと思っておりますけれども、雇用のセーフティーネットをどう引くかという議論であろうと思ひます。

すなわち、雇用保険、失業保険料を徴収する、まず。そして、給付をするという仕事がございます。それに合わせながら無料の職業紹介を行っていく。この三つをセットで国のセーフティーネット、雇用のセーフティーネットとしてきちっとしておきたい。これが基本的にはILO第八十八号条約において国の指揮監督の下で、こういう意味であろうと思ひます。その意味では一階建て部分。

二階建て部分については、全国均一でそれをするかとなると、今お話しございましたホワイトカラー向けとか、例えばキャリア交流プラザが今の御表現でございますけれども、そういうものについてはある特定の要件がある地域に開設をさせていただく。二階建て部分として、若者を対象にしてみたり、また御婦人を対象にしてみたり、また、ある程度ホワイトカラーとして能力のある人たちだけを対象とする。二階建て部分でございますから、これは国が必ずしもやらなければならぬという規定というものがILO等でも求められていないだろうと、こういう判断をいたしております。

したがって、一階部分と二階部分を分けまして、一階部分の雇用保険料徴収、それから給付、それから職業紹介と、この部分は全国的に一律で

させていただきたい。しかし、より民間の能力というものが期待できる分野については民間に開放しながら、そこで新しい仕事として創造してもらうことがよりいい仕事をさせていたいただくことにつながるのではなからうかと、こういう判断をいたしております。

○松井孝治君 一階建て部分は、ILO八十八号条約に照らしてもそれは国自らが行わなければならないという御説明だったと思ひますが、外務省にもお伺いしたいと思いますが、少なくとも私の理解では、過去に一定期間、オーストラリアでジョブマッチング、無料職業紹介、一階建て部分について、非公務員の株式会社、政府は出資しておりましたけれども、ここが業務を行った事例があるというふうにも認識しております。

以前にも内閣委員会以外務省に御答弁をいただきましたが、そのことが、ILO条約上、これは非常にILO八十八号条約に照らして問題であるという議論になったことがあるのかないのか、外務省の認識をお伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(神余隆博君) お答え申し上げます。

ILOにおきましては、加盟国における批准された条約の適用状況の審査につきましては、総会の条約勧告適用委員会及び理事会の条約勧告適用専門家委員会というところに行われております。

私も、少なくとも過去十年間さかのぼって確認をしたわけでございますけれども、その範囲におきましては、御指摘のございました豪州におきましてILO八十八号条約の適用状況について総会において個別審査を行ったことはございません。また、ILO条約勧告適用専門家委員会におきましても、本件に関する意見が出されたことはないというふうにも承知しております。

○松井孝治君 外務省からはつきりした御答弁をいただいたと思うんですが、要は、ILO八十八号条約は、国の機関の指揮監督の下にある事務所の国家的システムにより構成されなければならない

という規定があるわけで、その指揮監督に、どこまであればあることになるのかという解釈の議論だと思ひます。

今、一階建て、二階建てとおっしゃいましたが、これは私にとっては全然理解できない話であって、何でホワイトカラー向けの無料職業紹介がこのILO八十八号条約に照らして適当であって、それ以外の、ホワイトカラー以外であればなぜ問題なのか、全然私は理解できない。それは、直ちに全部国が手を放せということを私は申し上げているわけではないけれども、統一的な国のシステム、監督するシステムの中であって民間が入ってくるというのは、これは大いに可能性はあるんじゃないかと私は思っております。

例えばジョブカフェというのが、これ都道府県が主体になって事業を行われていて、ハローワークより評判いいですよ、委員長御承知かもしれないが、そのジョブカフェを実際担っているのはどこかという、大体、企業名言いませんけれども、竹中大臣もよく御存じの民間の会社が担っておられるわけですよ。

私が申し上げたいのは、それはホワイトカラーであつても、ホワイトカラー以外も含めて一般であつても、一階建てという部分であつても、確かに無料職業紹介の機会が失われるというのは、私はこれはいけないことだと思ひます。ただ、そのサービスを自治体がより大きな役割を担っていく、あるいはその公的セクターの下で民間企業の知恵も生かしながらやる。ただ、民間だけに任せしてしまうと、それは、もううちはやめたと言われちゃって、あしたからそういう無料職業紹介がなくなっちゃってはいけません。

とにかくベストミックスできちんとしたサービスを提供していくことが、それこそ行政改革と言われれば、その本旨にのつたことじゃないかと思ひます。竹中大臣、どう思われますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちょっと、そのことは所管をしておりますし、諸外国の例等々も私も

な公共サービスを実現するという法の趣旨を踏まえまして、対象業務の選定などについてその過程の透明性、中立性及び公正性を確保する観点から御審議いただく、これが監理委員会でございます。

そのメンバーでございますが、内閣総理大臣が任命することとなっておりますが、それに当たりましてもこうした役割をしっかりと果たせられますように優れた識見を持った方でございまして、委

に随意契約を許している。公益法人は随意契約の、一般的には随意契約でなくて競争入札でなければいけない。だけれども、随意契約を許す事由が幾つか並んでおりまして、その中の一つに公益法人があるというふうに我が党の同僚議員も誤解をしているような節がございますが、私の理解では予決令の九十九条十六号というのは、相手が公益法人だから随意契約を許すような規定でないというふうに私は理解をしておりますが、その点、

果をまず公表して、そして行革法案を審議しているわけですから、どういう緊急点検をしたのか。で、意見を例えば国会でも闘わせた上で見直し方針を六月に出すべきじゃないですか。それなしに、これだけ随意契約と天下りの問題が社会的に問題にされているときに、この行革法案、六月に見直し方針を出されてもしようがないわけであります。

三月末にもう緊急点検終わっているんですか。

ということをお認めになられた上で早期に是正措置をとるといふ、そういう決意をきちんと表明していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今違法であるとおっしゃいましたけれども、そこら辺り、果たしてITの契約から見ても何が正しいのか。今までの扱いがあるいは十分でなかったのかもしれない。その辺りはしっかりと検討させていただきたいと思っています。

○松井孝治君 もうやめますけれどもね、時間来ましたから。だけれども、これは、要するにそういうことをだれの責任の下で、偶発的なものとして認めざるを得ないという、財政法上は、そういう苦しい御答弁も財務大臣がされるような状況なわけですよ。だれの責任の下でこれをやってきたのか。それで、これを何年も前に指摘されながらずっと同じような形態にあり続けて、そして債務は残り続けるということが何年続けばいいのかということについて、きちんと決意を持って取り組んでいただきたいということを私申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。

○鈴木寛君 民主党・新緑風会の鈴木寛でございます。

引き続き行政改革推進法について質問をさせていただきます。ただきたいと思いますが、私も今、松井議員の後半の議論、正にその点がやっぱり全くこの法案提出に当たって十分審議、準備がされないままに今回の行政改革推進法案が提出をされているという、これは大変遺憾だなということを私も思っております。

例えば、今のIT調達の件についても、もう五年も前からあるいは十年も前からその問題が指摘をされ、参議院の決算委員会などでもいろいろな議論がなされ、問題意識共有されてきました。恐らく小泉内閣総決算の行政改革推進法案では、こういうことが一挙に解決の糸口が付けられるんだというふうな多少は期待をいたしておりました。が、その点が全く抜けているということを私は大

変残念に思います。

実は、官房長官お見えてでございますのでちょっと伺いたいと思いますが、四月二十九日の日本経済新聞に非常にいい記事がございました。この一面の特集で、「また削れる」、「財政という特集がありまして、そこでは、官房長官の地元であります山口県の下関市、私も以前山口県に勤務させていた、だいたいおりましたのでよくここには行きまして、非常にイメージがわくわけでありまして、私も、要するにその記事で報じられていることは、JRの下関駅前に大きな看板を作るといふことになって、その落札額が千七百七十五万円、市が予定した価格の八二%の水準で落札ができた、こういう記事であります。

日経新聞は、正にまだまだ二兆円ぐらいの皮下脂肪があると、こういうことの一例としてこの下関の例を取っているわけでありまして、こういうことができるようになったのは、実は下関市が電子一般競争入札ということを始めることによって、電子一般になりますと、これ指名から一般にすることがまず一つです、それから電子になりますとなかなか、いわゆる談合に極めて近いグレーな情報交換というのがほとんどできなくなりましたので、そういう意味で、この電子競争入札になったというところが、これ下関の場合は四年になるんだそうでありますけれども、従来の九五%前後の落札率から、平均落札率から八五%に低下をしている。これ大変いい話だと思えます。

それから少し、下関の例の次に横須賀の例がございます。これは、竹中大臣もいらつしやいますけれども、私たち慶応湘南藤沢キャンパスもお手伝いしながらこの横須賀の電子競争入札についてはお手伝いをした。結局、横須賀は、電子入札をやった結果、例えば二〇〇四年度で四十五億円の予算が余って、そして三分の二は追加工事に回して、三分の一は治安や子育てなどの経費にも充てたと、こういう例がございます。

恐らく、正に今回の行政改革推進法案で、あるいは我々が正に与野党を挙げてやらなきゃいけな

い行革というのはこういうことだと思っております。正に、政府の公共調達、ここにいろいろ無駄があります。まだまだ削れるところがあります。例えば、あと一〇%の電子競争入札を入れるだけで削れます。そこで浮いた貴重な貴重な税金を、例えば子育てとか、あるいは医療とか、必要なところに振りまける。それからもちろん、これだけの借金で国及び地方で抱えられているわけでありまして、その返済に充てていく、あるいはそうしたプライマリーバランスの適正化に使っていく、こういうことをしていくのが私は本来の行政改革だというふうな思っておるわけでありまして、私どももそういう方針で民主党対案を出させていただいているわけでありまして。

そこで、今回の質疑に当たりまして、私は是非このことをきちんと議論をしたいなと、こういう思いで事務方の方々というんな議論を始めました。

しかし、そこでまず議論をしたいなと思ったことは、この日経の更にその後、国と地方合計の公共調達額は三十六兆円だということでありまして。

それで、ここから日経のいろいろな類推といえますが、累計といえますが、前提条件を置いた試算が始まるわけでありまして、国、国の直轄工事のデータから推計すると、約半分が指名競争入札、十八兆円ですね。だから、ここは指名競争から一般競争に変えられると、それが九五%だから、要するに、下関にしても横須賀にしても大体八五%まで来ていますから一割カットできると。したがって、十八兆円の一割、一・八兆円、要するに約二兆円が浮く計算だと、こういうシミュレーションをしています。それで日経は、これは机上の計算と言いつけるだろうか、こういう非常にいいプロポザルといえますが、問題提起をさせていただいているわけでありまして。

こういうことを、これは日本経済新聞がいろいろな前提を基にやったわけでありまして、私、例えばこういうことについての試算を政府

からきちと聞きたい。政府なりに、あるいは政府は圧倒的な情報を持っておられますし、それからそれを調査する権限も持っておられるわけでありまして、しかも今回、正に行政改革推進本部というものがつくられているその意味は、こういうことを国及び地方、あるいは各省庁にまたがる話を全部統合して束ねて、これが三十六兆円なのかあるいは三十七兆円なのか、あるいは三十四兆円なのか、そしてその中で、一般競争入札でこの部分がこういうことができるという、そういう議論を持って私は今国会に臨まれているはずだと思つて伺ったところ、結局こういう数字は全然把握されていないですね。

少したけ総務省を持ち上げておきますと、地方の分についてはそういう総計がございました。だから、地方分については、例えばこれと同じようなことができれば、総務省からいただいた数字に分割していけばそういうことが出てくるんだなということは分かりましたが、肝心の国の部分ですね。で、これについては結局、私は、行革推進本部の皆様方は本当に一生懸命頑張っていたに違いないと思えますし、その御努力については多とさせていただきますけれども、結局、従来の役人のおきてに従ってやっぱりまだ仕事をされていると。すなわち、いや、その話は財務省ですと、あるいはその話は国土交通省ですと。で、今度国土交通省に行く方、結局この話を私たち事務所でいろいろ担当の方に、いや、私はこれは行革推進本部の特にこの分野の方にお伺いをすれば、お一方来て、補佐の方ぐらい来ていた、だいて、そこで議論すれば話が付くんだと、こういうふうな思いました。私も霞が関離れて七年になりますから、縦割りぶりというのは大分直っているだろうと、小泉政権になって特にこの五年間で大分直っているだろうと思つたら、全く直っているどころか悪化しております。

この三十六兆円、あるいはそれを、この今の日経の出された机上の計算を、議論を深めるのに結局延べ二十人を超える担当官が入れ替わり立ち替

わり来て、それで最後結局、政府の、特に中央政府のいわゆる公共調達については全貌は分からないという状態なんです。財務省の方にも来ていただきまして。しかし、財務省が把握しておられる数字は結局国際的に入札のところで評価をしている政府調達に係る部分、ここはもちろん把握をされているという事は分かりました。しかし、皆さん二十数名を、来られる方を全部足しても三十六兆円にならないですね。結局やっぱり例えば公益法人のところが抜けていたり、それから一定水準以下の入札の部分についてはだれも把握していません。まあ要するにこういう問題提起をしても数字すら把握していないと。

そういう問題は従来から指摘をされておりましたけれども、今回この法律を出す、しかもわざわざ行政改革推進本部というものをつくってこの議論に臨む以上、やっぱり私は、そこを変えることが私は最大の行政改革だと、こういうふうに変更を痛感をしたわけでありすけれども。本当にこの縦割り弊害除去と、ここからやらないと、どんな法案を出してきても、あるいはどんな審議を重ねても、私は建設的な議論というのは深められないと。まして、この法律ができてそれを実行していく、前回も松井議員が中央省庁再編のときにいろんな議論をしたと、で、いろんなメニューが出た、しかし十年たつてみて何も変わらなかったではないかと、これも二の舞になるんじゃないかという問題提起をさせていただきまして、正にこのことを私は懸念をするわけでありまして、正にこの縦割り除去の問題、官房長官あるいは行政改革推進本部の担当大臣であります中馬大臣、それから良くも悪くも縦割りの弊害を常日ごろ感じておられる財務大臣から御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(安倍晋三君) ただいま委員が御指摘になった縦割り行政は、正にこの改革を進めていく上においても大きな弊害であるのも事実であります。また、国民生活を向上させていく上において、この分野はこの役所ですよ、この分野はあの

役所ですよと、こう言われても国民にとっては全く関係ないわけでありまして、いかに国民の要求にこたえるために柔軟に対応できるか、あるいは包括的に総合的に判断をしていくか、政策を立案をしていくかということも重要であると、こう思っております。そのためには、この縦割りにしっかりと横ぐしを刺しながら、ある意味では突破口をつくっていくかなければならないと、こう我々考えております。

その中で、例えば、いわゆる特命担当大臣を置きまして、少子化対策あるいは防災、今度の行革、それぞれの担当大臣が縦割りに関係なく政策を中心にして、これは各省の壁を取っ払って政策をしっかりと立案をし、実行をしていくということを目指しているわけでありまして。また、経済財政諮問会議あるいは総合科学技術会議等を利用いたしまして、総合的な企画調整を可能といたしております。また、各府省間の人材交流も、当然これは行うことによって意識改革も目指していきたい。

まだまだ不十分な点がございまして、内閣官房としてリーダーシップを発揮をして、そういう意味において、このセクショナリズムをこれは払拭をして、なくしていきたいと、このように思っております。

○国務大臣(中馬弘毅君) 行政改革でございまして、まず行政の無駄を徹底的に省くこと、そして民間の主體的な、主体性や自律性を高めて、その活力が最大限に発揮され得る、この環境を整えていく、それが今回の大きな目的ではございますが、この御指摘の縦割りでございますが、この縦割りにつきまして、今回、まあ過去のことはともかくといたしまして、今これから進めようとしていることの中にはその弊害の除去にもかなり資するものがあるか入っております。

ましても、これまたそれぞれの主務官庁がはしの転んだところまでも関与しておったと言われておりますが、そういったことも外れるわけではございまして、かなり官庁が自分たちの権益といたしましうか、それをしっかりと守って、またそれが一つの指導方針であつたかもしれないが、その中で生じてきた、今御指摘のような、無駄であつたり、あるいは非常に随意契約の問題点、そういったことも、こうした今回の改革が進められることによって、かなりの部分は私は除去される一つの方向ではあると思えます。

しかし、それぞれの省庁が発注する公共投資や、あるいは物品購入の中でこうした問題があつて、生じているわけですから、これはやはり行革本部としても全体的な見通しで、これをいい形で私は安倍官房長官がおっしゃいましたような形で指示していく必要があるかと思っております。

○国務大臣(谷垣禎一君) 財務大臣として申し上げますと、御承知のような極めて厳しい財政状況の下で、仮に省庁の縦割りで限られた財政資金が有効に使われていない、そこに無駄があるというようなことがあれば、これは国民に対して財政構造改革の必要性を説くことができなくなってしまうという気持ちで私にございます。

予算の面で省庁の縦割りをどう排除していくかというのは、例えば平成十六年度からいわゆる政策群というようなものを作りまして、一人の主計官の下に省庁横断的に査定をするとか、あるいは科学技術予算でも、優秀な研究者の下にその研究費が集まってきてしまつて全体としてどれだけ研究費が行っているのかわからない仕組みにあったのを、総合科学技術会議の下でいろんな仕組みを作つていただこうとか、幾つかその取組をしてまいりましたけれども、今後ともそういう取組を徹底させて、省庁の縦割りの無駄を排除していくというのが財務省としても大きな役割だろ

うと思っております。

○鈴木寛君 今回の政府案と民主党案のやつぱり決定的な違いというのは、正に政府調達という

か、あるいは公共事業も含めて、正にその契約あるいは入札事務の適正化というところ、これが要するに本丸のところだと私たちは思っているわけですね。そこについて今、中馬大臣御答弁ありましたけれども、確かに政策金融あるいは公益法人、まあそれは多少その改善が見られるかもしれない。しかし、一番大事なのは中央省庁そのものですよ。

例えばそれは、人件費が例えば委託費に変わつたつて、それは本質が変わらなければ同じなわけですね。一見、政府は人件費改革ということでは言っています。そうすると、今やろうとしていることの種を明かせば、人件費だったものを委託費に変えて、あるいは調達に変えて、そしてそちらの方は手を付けずにと、こういうふうに見られてもしようがない。

なぜならば、我々は今回、官製談合の防止とか契約事務の適正化ということで、そこについて条項をきちつと設けてやっております。しかし、政府案は、政府系金融機関の話とかあるいは人件費改革の話はあるかも、そのことは我々も重要だと思っております。しかし、正に中央省庁、本丸の部分のその業務見直し、あるいはその仕事の適正化ということについては、私はこれ全く空文で出されてきている法律だということは言わざるを得ない。

それが証拠に、例えば政府調達の在り方を見直すと、そのことに二十名以上の、恐らくその担当係とか担当係員とかを入れれば恐らく百名近くの人があるいは各省庁の会計課の人というのはほとんどそういうことに携わっているわけでありまして、膨大な人たちが縦割りの中でこの問題に携わっているわけですね。

これも前回、松井議員の質問の中で、結局、三位一体の中で減った役人は何人ですかと、二年間で四十七人減ったという話がありました。例えばこの調達行政について見直すだけで、恐らくこの数千人、数百人の人たちがこれ合理化されると。とりわけお願いを申し上げたいのは、財務大臣

が政策群を設けて、特にその一つの主計官がやっているというお話がありました。それは半分正しくて、いわゆる公共事業については公共事業係とかがずっとありますから、従来の農林省とか国土交通省とか、あるいはそういうところを束ねて公共事業費についての統一的な管理と査定をやっていますね。

で、両大臣にお願いをしたいのは、正にその政府調達について、政府調達についてそれをきちっと統合的に、中央省庁分について統合的に管理をし、そして査定をし、そしてそこに一定のその方向性を示していくというこの仕組みというのは、今回改めてやっぱり必要だと思いました。そのことが、先ほども少し議論がありましたけれども、例えばIT調達、これだけだつて三兆円あるわけですよ。

私も相当深く関与いたしておりましたから、この実態がいかに無駄が多いかというのを、ここで一々申し上げませんけれども、相当やっぱり削れると思います。例えば、九五%だったというものが、私はこれ、八五はもうもとより、七五とか五〇とかでいけるものはあるわけですね。現に、例えば国土交通省は今回非常に協力的にしていた。きまして、各落札率、全部見せていただきました。そうすると、特にIT調達については五〇%を切るものがやっぱりあるわけですよ。

だから、そういうことをきちつと、一個一個、一つ一つ丁寧に見ていくと、かなりやはりこの問題というのは浮き彫りになるということで、是非これを機に、公共調達、特に中央省庁の政府調達についての見直しの体制ということとは是非検討をしていただきたいと思います。もしも御答弁あればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○国務大臣(谷垣 一 君) 工夫してみたいと思います。

○鈴木寛 君 是非そこをお願いを申し上げたいと思います。

それと、今回の政府案で問題だなと思えますの

は、いろんなところで仕切りという、仕分という言葉が出てきます。それから、様々な担当大臣の方々が答弁に立たれて、国民生活上こういう問題ありませんか、あるいは問題ありませんかというのを一つ一つ確認をさせていただくと、そこは正にめり張りを付けて、必要なところにはきちつと手当てをし、そしてそうでないところは無駄を削る。その総論は我々も大賛成でありますけれども、じゃ一体、どういう部分はめり張りを付けて、どういう部分は張りをするの。この方針というのか、ビジョンといいますか、基本理念というのが見えてこない。

正に、政府は簡素で効率的なことをおっしゃいます。例えば、私たち民主党はその第二条の基本理念の中で、正にゆとりと豊かさを実感しながら安心して暮らせる安全な社会、この部分はやっぱり重点を大事にしていかなきゃいかぬ、あるいは格差の縮小を図って国民の不安や不公平感を払拭すると、こういうある種の価値観について、我々はメンションして法律を出させていた。だいておられますから。

そういう意味で申し上げると、政府の案というのは、そういう意味では価値中立に、もちろん簡素効率というところは見えてきますけれども、政策分野のウエイト付けといいますか、そのプラオリティーといいますか、そこについて見えてこない。これであれば、従来財務省が行っている査定でありますとか、あるいは総務省が行っている査定、定員の管理とこれは変わらないんじゃないかと。今までだつて簡素で効率的なことは査定の中でやってこられたはずでありますし、そうでなければまた困るわけでありすけれども。

この法律が通ることによって、今までのそうした査定と今後の査定と何がどのように変わっていくんでしようか。財務大臣、そして総務大臣から御答弁をお願いを申し上げます。

○国務大臣(谷垣 一 君) 予算の査定は財務省の視点から無駄を省く、効率的なところに資金を流

していくと、こういう観点から査定をしてきたと思います。

それで、今度の仕分という手法が取り入れられておりますが、この仕分をやつていただくことは、まずその当該事業官庁といいますが、その政策を推進していく官庁が、自ら自分のやってきた仕事をもう一回厳格にふるいに分けてもらいたいということだろうと思います。

それで、そこに価値が中立的でないかというふうにおっしゃいましたけれども、これはやはりそれぞれの分野、多様でございますから、全部の分野に向けてこうだと言うのはなかなか私は言いにくいんじゃないかと思えます。それぞれの政策立案官庁がやはりきちつとその価値観を立てていた。だいて、私どもはそこに無駄があるのかないのかという観点から緊張感を持って査定していくということではないかと思えます。

○国務大臣(竹中 平 蔵 君) 定員、人員についての査定、総務省でありますけれども、今回の仕組みで何がかわるかという点にしましては、是非二点の点において変えていきたいというふうに思っております。

一つは、明確な純減目標をやはり設定したということ。これは御承知のように、これは初めてのことでございます。しかも、それを年々の定員査定で一・五%、そして加えて、更に大どころを踏まえて、更に三・五%別枠でやるというその仕組みも決めました。これを是非しっかりとやっていくというのがやはり重要な点だと思っております。

二点目は、これは内閣官房で民間人から成ります行政減量・効率化有識者会議というのがございまして、飯田座長の下ですけれども、その知見も活用して、先ほど委員がおっしゃった仕分も踏まえた点検を行うところ、その民間人の知見も活用するところ、それがやはり新しい点であると思っております。

当然、行政ニーズは変化します。廃止すべきは廃止する、民間にゆだねるべきはゆだねる、地方

が担うべきものは地方にやると、そういうことをやっていくと。それによって、正に事務事業の見直しの結果を踏まえて、機構、定員についてもめり張りを是非付けていきたいというふうに思っております。

○鈴木寛 君 私が伺いたかったのは、正に行政ニーズは変化すると。しかし、じゃ、どういう行政ニーズに対して積極的に取り込み、そうでない、要求官庁はみんなニーズがあると云々するわけですね。しかし、そこに正にそのめり張りを付けて査定をしなきゃいかぬと。

そうすると、今の御答弁で分かったことは、財務省、総務省は結局従来どおり、もちろん無駄を省くという観点は今までもやってこられたし、そのことをよりちゃんとやっていくということとは分かったけれども、行政ニーズの軽重については別にこの法律で変わるわけではないと、こういう御答弁にしか聞こえなかったというふうに思っています。

それで、与謝野大臣が、大分お待ちをいたして済みません、私の質問の中で呼びをさせていただいたわけでありますけれども。

そこで、行政ニーズあるいは社会ニーズの中で我々は大変大事だと思つておられるのは、やっぱり安全の問題、それからやっぱり格差問題というのは今国会の重要な課題の一つでありますけれども、先日もこの委員会でお泉総理が、日本は中国より格差が少ないと、こういう御答弁をされました。これ、どういう根拠とデータに基づいて言っているのか。

それと、恐らくそれは西部の格差と沿海部の格差という御答弁をされるんですけれども、そもそも日本の格差問題を議論するこの国会で、要するに発展途上段階の国でそこに跋行性がある国内の格差を抱えている中国の問題と、今ここで議論している我が国、成熟した先進国の中で、その中で正に格差問題、それと活力の問題というのを議論しているこの国会と、中国の問題をああいう形で引用することが果たして適切なのかどう

かと。そこも含めて、大臣、お答えをいただきましたと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) まず、中国と比較したことが適当かどうかということですが、委員御指摘のとおり、いろいろな国と比較する必要がある、その一つの中に中国が入っても私はいいと思っております。

日本の社会は、通常の自由主義経済社会あるいは市場経済をやっている国々に比べて、所得税制あるいは社会福祉政策を通じて、またその他の中小企業政策を始め、いろいろな政策はすべて格差を少なくしようという政策だろうと私は思っておりますが、そういう意味では政策自体あるいは制度自体は格差をなくすという方向ですべてはつくられていると思っております。

特に考えなければならぬのは、非常に不況な時代に就職をせずにそのまま定職のないままおられる方々、こういう方々は、望むべくは、いろいろな会社の正規の社員になつていただけるようなチャンスをやはり政治がつくるということは大変大事なことだろうと思っております。

○鈴木寛君 是非、与謝野大臣はきつての経済通でもいらつしやるので、総理に、中国を例に出して格差問題を語ることに社会にいかにも悪影響を与えているかというの是非論していただきたい。そのことは是非お願いをしたいと思ひます。本場に議論の混乱を招く以外の何物でもないんですね、この中国を格差問題で引き合いに出すと。

そこで、私たちは行政ニーズの中でやっぱり張り付けていかなきゃいけないと思ひます。今、与謝野大臣はいろいろなところに格差是正をしなければいけない、それは私もそうだと思います。特に政治というのは格差の、特に少なくとも機会均等は、そのスタートラインから違つていやることをそれがあつてもいいじゃないかとおつしやる総理は世界じゅうにた一人です、小泉総理。恐らく政治というのは、やっぱり少なくともスタートラインだけはどうな環境に生まれてもどんな地域に生まれてもそれはチャンスイブンじゃ

ないといかぬと、これを失つたら私は政治じゃなくなると思ひますが。

そういう観点でどうしても、今日冒頭、私は縦割りということを申し上げました。縦割りの弊害はやっぱり横並びなんです。結局、予算でもあるいは機構、定員でも、要するに一律に削られるならまだ涙をのみましよう。例えば、今でもそうだと思いますけれども、以前の通商産業省と郵政省、これ、V AN戦争とか情報関係で争つていました。そうすると、通産省が一十億要求したら郵政省も一十億、その中身がどうあれ、ということとはもう終わつていゝと思つたら、結局やっぱりいまだに続いていゝというのはそれは実態だと思ひます。これは答弁要りません。

しかし、やはりここで政治主導のめり張り、やっぱりあるべき姿をきちつと提示をしてそこに向けて有効で、かつ限られた資源配分をドラスタックにやっぱりかじを切つていくということが求められているわけで、そういう中で、今日は厚生労働大臣と文部科学大臣にお見えたいていゝますが、私はやっぱり命を守る医療の格差、これは絶対あつてはならない。これは簡素あるいは効率をはるかに上回る極めて重要なことだと私は思つておりますし、そのことを少し質問をさせていゝだきたいと思ひますが、産婦人科医あるいは小児科医が足りないという問題でございます。

正に極めて過酷な過剰労働の状況、それから産婦人科の方々は数ある診療科の中でも極めて訴訟のリスクが高いということ。加えて、先日は、三月十七日の日に私も厚生労働大臣のところに福島県立医科大学の佐藤先生をお連れをさせていたでいて、周産期医療の崩壊をくい止める会の皆様方と議論をさせていただきまして。お時間を本場にお忙し中つづつていただきたことは感謝いたしますけれども、そして、厚生労働大臣もこの問題の深刻さということは共有していただきたというふうにして思つております。

例の福島県立大野病院の事件が起つてから、訴訟リスクというのは単に民事訴訟のリスクだけ

ではなくて正に刑事訴追をされるというリスクもあつて、そして河北新報社がアンケートをされた。東北六県九十一の病院でも既に十二の病院は産科をやつてない。そういう意味で、七十九の病院の中でやっぱり六十三か所、正に八割に及ぶ病院でやっぱりこの事件、今までもそういうふうな訴訟リスクあるいは過剰労働と。

例えば、北海道大学では年間の当直が百二十三回です、北大の医局の関連の勤務を支える。で、当直明けは休みを取れる人はゼロということですから、要するに三十六時間ぐらゐ連続で勤務をしなければいけない日が年間に百二十三回あるということですね。しかも、五十二週の中で三十七週は土日勤務されているというふうな過酷な状況。そこに例の事件が正に更に火に油を注いだ、こういう状況かと思ひますけれども、そういう中で正に八割のところの影響が出ていゝ。

例えば、秋田県のある病院では大量出血が予想される症例はもう扱わない。あるいは福島のある病院では訴訟を起されるような症例は扱わない。岩手県、秋田県ではハイリスクな医療はこれはもうたらい回しにせざるを得ない、あるいはリスク回避のために帝王切開必ずしもなくていい症例についても安全を見て帝王切開をするようなケースが増えていたとか、それから現に十三か所の病院から医師を派遣していたのをもう引き揚げると。要するに、産婦人科一人体制の病院で事故が起つてしまつたから、結局これは、産婦人科学会もやっぱり三人以上体制にしよう。そういう意味では集約化しないといけないわけですね。これ自体はやむを得ないことだと思ひます。しかし、集約化をする結局はより遠いところに妊婦さんが通わなきゃいけない、こういうことになるわけでありまして。

で、何とワシントン・ポストも、この日本の産婦人科医が足らなくて、そして、これはワシントン・ポストが報じたのは隠岐島の事例でありましたけれども、その妊婦の方々が、あるいはほかの民放でも、沖縄の例とかいろんな全国各地の例

がもうこの二、三週間続々と、そうした困つておられる妊婦の皆様方の、正にこれ社会問題化をしている現状が報じられております。そして、そういうふうな現状を見て若い医師たちも産婦人科はもうやめておこうということで、産婦人科の医局に入局する若い研修医さんがどんどん減つていゝと、こういうことになってきていゝわけでありまして。

それで、今回の行政改革推進法の中で、私は、時間もないので先を急ぎますけれども、こうした正に産婦人科を中心とする、小児科も同じような状況です、日本の医療現場、特に地域の医療現場が大変危機的な状況にあります。こういうときこそ、私は公がこの危機を打開するために、回避するために頑張らなければいけない。そういう意味では市町村立とか県立の病院というものが本場に重要だと思ひますけれども、じゃ今回の行政改革推進法の中でこうしたことが大丈夫なのかと、大変に私は懸念をせざるを得ないというふう

に思ひます。これも、そういう議論をしたいと思つて、じゃ、その産婦人科、小児科の方々が、あるいはそうした患者の推移がどういふふうになつていゝすかと、議論しましようということを申し上げたら、国立大学附属病院は文部科学省、旧国立病院、今は国立病院機構になっていゝますが、それは厚生省、そして地方病院は総務省と、こういうことになつていゝわけでありまして、これも統一的な議論ができない、総数についての数字は教えていゝだきたまひたいけれども。

で、厚生労働大臣に質問でありますけれども、正にこの産科、小児科の問題、この行革推進法が出たら私は悪化すると思ひますが、大丈夫ですか。これどういふふうに手当てされますか、お答えいゝだきたまひたいと思ひます。

○国務大臣(川崎二郎君) 医療をめぐる問題、産科、婦人科の問題、小児科問題、随分多岐にお話をいただきました。まず、数字ということでございますから、最初に数字を申し上げますと、産

科、産婦人科、平成六年一万一千三百九十一人、平成十年一万一千二百六十九人、平成十六年一万五千九十四人でございます。小児科につきましては、平成六年一万三千三百四十六人、平成十年一万三千九百八十九人、平成十六年一万四千六百七十七人、そして今年二年間の研修を終えられた方々がどのような専門科目を目指されるかと。この数字、まだ生データしか持っておりませんので、最終数字は申し上げられませんが、産科、小児科についても激減をするというような数字ではない、割合いい数字が出ているという事は事実でございますので、ここは御理解を賜りたい。

それから、福島県の事故の問題、一緒に聞いていただきましたからお分りのとおり、集約化をする途中において一人しかいなかった医師のところで起きてしまった誠に残念な事件でございます。その後、今度は警察当局が直接入られたというようなこともありまして、医療現場が混乱をいたしましたことも事実でございます。

その中において、私も、こうしたものに対応するのをどうするかということで、今様々な議論をさせていただいて、これは厚生労働委員会等でさせていただいておられますけれども、いずれにせよ、すぐ警察と医療現場ということにならないように、その中間的なものが、特に第三者的な機関というものをしっかりとつくり、委員が御指摘いただきましたように、何で産婦人科医になる人が少ないのか。

一つは、先ほど申し上げましたように、徐々に減ってきています。減ってきている最大理由としては、やはり子供の数が少ない、これが第一であろうと。もう一つは、何といたっても訴訟等のリスクが余りにも大きい。それから三番目は、いつ子供が産まれるか分からぬという中で、二十四時間体制をどんなお医者さんでも、産婦人科医でも取っておかなきゃならぬ。したがって、やはり三人、四人が集結いたさないと、八時間、十分に休めないという話が生じてきます。こういった問題全体をやはりきちんと解決をしていかなきゃなら

ないと。そういう意味では、集約化という議論をさせていただいております。

一方で、先ほど北海道の話をしていただきましたけれども、北海道の医大等で研修を終えられた人たちの数は少のうございませう。減りました。大学現場から減りましたけれども、一般の民間病院、施設が整って研修体制ができたところの医師の数は増えてきておりまして、結果として、この二年間、研修を終えた結果として四十人ぐらい北海道は増えているというのが現実の姿でございます。そういった意味では、もうかつてのように大学の先生がコントロールしてお医者さんをこうやって派遣するという時代ではなくなつたですね。

そこで、北海道は、お考えいただいておりますけれども、知事さんと大学の学長さんと、それから医師会の方でトータルネットワークをきちっとしながら医師というものをしっかりと確保していかなきゃならぬ。確保する中で、今言われたように、やはり過疎地等へきちっとした医師の派遣というものも考えていかなきゃならぬ。地域のネットワークづくりというのが一番大事であろうと。そういった動きをさせていただいているところでございます。

各知事さんと随分私もお話をしましたけれども、今知事さんから受けている手ごたえ、一つは集約化を図らなきゃならぬ。また、例えば青森とか秋田の大学ですと、百人定員があるんです、百人医師を毎年つくられていくわけですが、でも、現実問題は、大学六年間を終えると研修もしないで東京へ五十人戻ってしまう。こういう状況でございますから、やはりもうちょっと、小坂文部大臣にもお願いして、やはり地域の人を優先に、青森では青森の医療に役立つお医者さんを育ててほしいということをし申し上げていかなきゃならぬだろうと。そういう意味では、文科省ともしっかりと連携を取りながらやっていかなきゃならぬと。そして、手ごたえいたしましては、やはり各知事さんが集約化へ向けて、そして我々も知恵を出しながらやらなきゃならないというこ

とでございますし、また、言われましたとおり、連休中も様々な御指摘をいただきました。しっかりと踏まえながら、医療というものが充実するように私どももしっかり頑張つてまいりたいと、こう考えております。

○鈴木寛君 是非現場をきめ細かに確認をしながら進めていただきたいというふうに思います。決して机上の数字合わせにならないように、大臣相当頑張つていろいろ調べていただいていることは大変感謝をいたしますけれども、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

それで、例えば教育とか医療とか、こうしたソーシャルヒューマンサービスの在り方について、今回人件費の改革と、こういうことで法案の非常に主要なメッセージがあるわけでありまして、けれども、この政府案で私少しくエスチョンなのは、そもそも国民の皆さん、いろんな立場があるわけで、納税者の立場あるいは受益者の立場と。そうすると、納税者の立場としては、税金はなるべく払うのは少ない方が、あるいは払ったものはより効率的に使われる、これは非常に当たり前だと思ふんです。一方で、そうした医療とか教育のサービスの受益者としては、それはそのサービスのクオリティーは高い方がいいと、こういうことになっている。サービスのクオリティーというのは、つまるところ、それに携わる人の能力と、そして意欲と、そしてやっぱり数、これの私は掛け算というふうに思います。

そうしますと、私たちも総人件費を減らすべきだということも申し上げています。それは納税者の観点から当然なことだと思ひますけれども、政府案は、人件費総額というよりも、人員のところを政策の指標にしておられるというふうに読めるわけですね。もちろん総額についてメンションしているところも私は承知しております。

例えば、政府案は五％人員を削減すると、こういうことを言っておられます。一方で、我々は人件費総額を削減すると、こう言っています。人員だけへずるといわれるサービスのクオリティー

は、能力、より良い能力の高い人、あるいは意欲を発揮する、こういうことは当然マネジメントによつてやっていかなきゃいけないわけでありまして、けれども、しかし能力高い人を確保するとかいうことを考えたときに、あるいはいかに能力高い人であってもやはり今の小児科医の例で、あるいは産婦人科医の例でお分かりいただけたように、一定程度のやっぱり人員というのはサービスのクオリティーと極めて高い相関関係にあるわけですね。そういう中で、人員にだけ着目をしてそこを減らせばいいんだと。むしろここは人件費総額じゃないかと、こういうふうに私思ふわけでありましてけれども、なぜ、そのことについての議論を伺いたい。

それからもう一つ、これ以前から私疑問で、この際は是非お伺いしてみたいわけでありまして、けれども、この非公務員型の独立行政法人にすると、これは簡素で効率的な政府の実現に資するんだと、こういうおっしゃり方があります。しかし、公務員を非公務員にするということは、単に人件費分を出していたものが交付金に替わるだけですね。交付金としては引き続き税金を投入しているわけですね。そうすると、果たしてそのことが、いわゆる行政改革という観点から見ると、独立行政法人化というのはそれ以外にもいろいろ、ガバナンスの観点では様々なメリットがあることは私たちも認めておりますし、それは分野によりまして、そうしたときに、政府はこれ非公務員化独立行政法人というのを金科玉条の打ち出の小づちのようにおっしゃるんですけれども、そもそも何かそもそも論に立ち返ると私は違和感があるわけでありまして、改めてこの点、どういう方針で今回の法律を立てておられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(中馬弘毅君) これは日本の国全体の、人口減少社会にも入っておりますし、そして官がこのままの状況では大変国民の負担も重くなつてくるわけですから、これを減らしていくという意味でこの行政改革、人員削減純減を図っております。

それと今委員が御指摘のこのサービスの問題とはちょっと異質でございまして、まず、だからサービスがなおざりになるんだという形に私はならないと思います。ともかく、この今回の定員の純減の取組につきましては、国の事務及び事業の行政需要に照らしてめり張りを付けつつ、先ほど委員おっしゃいました、積極的に見直しして効率化のための工夫を行いまして、必要最小限の人員で必要な行政ニーズに対応、応じ得る体制を構築するものでありまして、公務サービスの質を落とすというものではありません。

今のお話になりましたそうしたことも、直接何か公務員がやるか、あるいはまた、それが民間の方に移管して民間の方でその実務をやっていたらどうか、そうしたことの一つの仕分がこれから始まるわけでございまして、これがイコール五割削減いたしますとサービスが低下するというには必ずしもつながらないと思います。

○鈴木寛君　そこが全く違うんですね。私の理解しているサービスの概念というのは、先ほど申し上げたように能力掛ける意欲掛ける人員だと。そこで人員が五割明白に下がるわけでありまして、それを上回る能力の増加と、それを上回る意欲の増加をもつても、やはりそれはサービスの低下は免れないんじゃないかということを申し上げているわけで、今の大臣の御答弁では全然見解が違うと。

○国務大臣(中馬弘毅君)　公務員の数減らすということが五年で五割というそのはつきりとした数字目標でございまして。しかし、市場化テストで、その手段として市場化テストも一つの方法でございましょう。そうしますと、これは民間がやるわけでございまして、民間の方が逆にサービスがいい場合だって十分にあり得る。そういうことの方を選択するのが今回のこの行政改革の市場化テスト法案でもございまして、そういうことでサービスとこれとは必ずしも一致しないということをおえて申し上げた次第でござい

○鈴木寛君　小坂大臣にお伺いしますが、必ずしも政府ではなくて、要するに公的ではなくて民間がいいと。そうすると中馬大臣は、義務教育民営化論ということになってしまふのかもしれないが、現実問題として、その議論はおいておきまして、時間がありませんので。

明らかに今回の行政改革推進法で第八次定数改善計画が流れました。本来、第八次定数改善が行われていたのであれば一万五千名の五年間での増員、しかし、現に本年度で一千名の減で、五年で九千名の減がこのまま行くと推定されます。で、さらに、その八次定数が流れるどころか、今回の行政改革推進法の五十五条の三項で明示的に、政府及び地方公共団体は、児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせるために必要な措置を講ずると、要するに教職員定数について、

で、これは明らかに先ほど私が申し上げた正に教育サービスの担い手であるその数、もちろん能力を上げるといふ観点、あるいは意欲を上げるといふ観点は必要だと思えます。そのことはもちろん共有させていただいてますし、しかしその能力の点も今度五十六条の三項でいわゆる人材確保法についても廃止を含めた見直しと、こういうことになる。

そうすると、五十五条の三項と五十六条の三項がどういう結果をもたらすかというと、まず能力のある人が採用できる可能性は五十六条の三項によって減ぜられるわけですね。そして、人員は五十五条の三項によって減るわけですね。これでもって必ずしも、今、中馬大臣は行政サービスが減ずるとは思われないとおっしゃいましたが、私は大いに減ずるといふふうに思わざるを得ません。

さらに、これ時間があるまいのでお伺いをしますと、これによって結局、設置者は市町村です、どういふことが起こっているかという、要するに純定員を増やせない。既に非常勤講師がどんどんどんどん増えているんですよ、非常勤講師が、これ、非常に教員のその体系に物すごい

びつな構造を持ち込んでおりまして、例えばこれは馳副大臣がこの前の文教科学委員会御答弁いただいたんですけれども、馳副大臣も正規職員だったのが途中で非常勤職員になってしまわれて大変御苦労されたという、本当に御自身の御体験に基づく大変に我々も傾聴すべき答弁がありました。正に非常勤講師化というのはそういう問題を

はらんでいます。さらに、四月二十八日に政府が出しになった教育基本法の改正案第九条で「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」で、「前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。」。これは大いに結構なことですが、しかしそのこととこの行政改革推進法は真つ向から矛盾するんじゃないかと。

こういう問題について、私は教育現場に深刻な悪影響をこの二つの条項は及ぼすと思えますが、文部科学大臣、お答えいただきたいと思えます。○国務大臣(小坂憲次君)　鈴木委員には委員会、文部科学の委員会でも御質問いただいております。その際にもお答えを申し上げているわけでござい

ますけれども、今回の行政改革推進法は教育の現場に深刻な影響を与えるんじゃないかと、これが、今いろいろ御指摘をいただきましたが、総括すればそういった点に集約するのかもしれないわけでござい

ますが、私はこの法案の法律の適用に際しては、教育の実施に当たつての根幹である標準法対象の教職員数の純減については、基本的には児童生徒の減少に伴う自然減によるものというようにいたしまして、この教育条件を悪化させないようにすることが私の使命だと思っております。

また、学校が抱える課題が多様化、複雑化している中で、優れた教員を確保することは最重要課題でございまして、人材確保法の精神は維持した上で、めり張りのある給与制度の構築に向けて

十分に検討していくことが必要なんだろうと、こう考えておりまして、この大変難しい二つの命題の中で、文部科学省としては、教育の質の向上が強く求められている中で、教職員の職務と責任の特殊性に十分配慮して、あくまでも教育水準の維持向上という視点を忘れることなく行政改革に適切に対応していきたい、このように考えているところでございまして、この法律の中で言っております、特にいわゆる標準法定員の部分と、その他の職員の総数について、児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせるため必要な措置を講ずるもの」ということと人確法との関係をおのうな考え方調整をしまいたい、このように考えております。

○鈴木寛君　今の答弁は全く私、理解できません。時間が来ましたので、この問題は引き続き議論をさせていただくということで、今日の質問を終わりたいと思

います。○浜田昌良君　公明党の浜田昌良でございます。私からは行政改革推進法について質問させていただきます。この法案は五本柱になつておりますが、特に今日は政策金融について、特に中小企業の視点から質問したいと思っております。

まず、政策金融改革の目的であります、政策金融とは予算、税制と並ぶ政策ツールの一つでございまして。単なる金融的側面にとらえるのではなく、政策ツールとして有用性が引き続き維持できることが重要と考えております。そういう意味では、まず行政担当大臣にお聞きしたいと思

いますが、今回の政策金融改革の目的は何なのか、組織再編後もこの政策ツールとしての機能はしっかりと維持されると考えていいのでしょうか、お答えいただきたいと思

います。○国務大臣(中馬弘毅君)　今回の改革が中央から地方へ、官から民へと行われておりますように、例えば官業の民営化にしまして、国鉄、電電公社、そして昨年の郵政民営化、こうした官業の民

営化も進んでおります。そのほか、いろいろとお役所が担っておったものもかなり民間に移している、そういうことで、これは全体が一つの官から民へという流れになっております。そういう中で、政策金融機関につきましても同様の理念でございまして、経済全体の活性化を考えれば、必要な政府の関与は残しておきながら民間にできることは撤退していくという方向で改革案がまとまっております。行政改革推進法案にはそうして盛り込んだところでございます。

具体的に申し上げますと、現行の政策金融機関の担っている機能を抜本的に見直しまして、完全民営化、それから廃止される金融機関の機能を政策金融の外に引き出すことによって必要最小限の業務を一つの新たな政策金融機関に担わせることにいたしております。したがって、行政改革推進法案にも規定されているとおり、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能など今後とも政策金融として残すこととした機能や、内外の金融秩序の混乱や大規模な災害による被害に対処するためのいわゆる危機対応の業務につきましては、申請先金融機関がしっかりと担っていくということとしていくことでございます。

○浜田昌良君 政策金融機関としてスリム化していくということは重要であります。それぞれ必要な政策ツールについてはやっぱり機能を果たせるという体制をお願いしたいと思っております。そういう意味では、今回の作業は政策ツールとして残すものと民間にゆだねるものと正に仕分をするということが重要だと思いますけれども、その仕分の考え方は何なのかという点で、これについては平成十四年の十二月十三日の経済財政諮問会議の決定にさかのぼるわけでございまして、ここでは二つの領域が重なる領域が政策金融機関の領域である、こう書いてあるわけでございます。一つは公益性でありまして、つまり政府の介入によって明らかに国民経済的な便益が向上する領域、そして二番目には金融リスクの評価等の困難

性、つまり情報が乏しいこと、あるいは不確実性や危険性が著しく大きいことによってリスクの適切な評価が極めて困難なため民間による信用供与が適切に行われない、こういう領域であります。この領域、この二つの領域が重なった分野がこの政策金融の対象分野と当時決定されているわけでございます。

そこで、経済財政諮問会議を担当されている与謝野大臣にお聞きしたいと思います。今回の行政改革推進法案の四条から十四条まで政策金融機関が規定されておりますが、その機能というのは、この平成十四年の経済財政諮問会議の決定で政策金融の対象分野とされた領域を必要かつ十分に描いているのでしょうか。いかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 委員御指摘の点につきましては、平成十四年の十二月の経済財政諮問会議の決定に基づきまして、経済財政諮問会議がさらに昨年の春から検討を開始いたしました。どういう考え方でやったのかということでございます。一つは民業補完に徹することを基本とする、また政策金融の手法を用いて真に行うべきものを厳選することが必要であるとの認識を持って、この二つの基準に沿って、政策金融として残すべき機能の精査から始めまして、それに基づいて組織の在り方の検討を行い、昨年十一月二十九日に政策金融改革の基本方針を取りまとめたところでございます。

(委員長退席、理事保坂三蔵君着席)

行政改革推進法案の、先生が言及されました四条から十四条は、この政策金融改革の基本方針及び政府、与党の合意を忠実に踏まえたものでございまして、経済財政諮問会議での審議に基づいた内容となっております。

したがって、改革後の政策金融が担うこととして機能は、御指摘の公益性及び金融リスクの評価等の困難性の二つの基準に沿って精査されたものと認識をしております。

○浜田昌良君 ただいま御答弁いただきましたように、この公益性と金融リスクの評価等の困難性

の二つの領域が重なった分野であると、その分野を表しているということでございます。そういう意味では、この政策ツールとしてこういう分野は重要であります。政策ツールとしての政策金融が最も期待される分野の一つは中小企業の分野であると私は考えております。

昨年の中小企業白書によりまして、高齢者雇用、女性雇用、また子育て後の再就職、さらにはフリーターの正社員としての受入れ、すべてにおいて中小企業の方が大企業よりも格段に寄与していると、そういう結果が出ております。また、二〇一五年に向けて、新経済成長戦略において、労働力人口四百万人が減少する中、女性雇用、高齢者雇用、若者雇用を強化して労働力人口の拡大を図ることが政策的な課題となっており、そういう状況であります。

このような中で、今後の中小企業の政策金融の重要性について経済産業大臣に質問したいと思いますが、我が国経済社会が今後、少子高齢化等の課題に対応していくためには、我が国企業数の九・七％を占める四百三十万の中小企業者が今までの以上にその役割を高めていくことが期待され、中小企業の政策金融もそれに合わせて更なる対応が求められると考えられますが、見解はいかがでしょう。

○国務大臣(二階俊博君) お答えいたします。

中小企業は、少子高齢化対策や女性の社会進出の促進、フリーター対策等におきまして、ただいま議員御指摘のとおり重要な役割を担っておるわけでありまして。

例えば、中小企業については、勤務時間の短縮を弾力的に行うなど、大企業よりもむしろ育児などをしやすい勤務環境ともなっております。また、従業員規模が小さい企業ほど女性や高齢者が従業員に占める割合が高くなっており、女性や高齢者にとっても重要な雇用の受皿となっております。さらには、フリーターを経験した後に正社員として職を得た方を調べてみますと、その多くが中小企業に就職してお

ることは議員も御承知のとおりであります。

少子高齢化対策や女性の社会進出促進のために、こうした課題の解決に貢献し得る中小企業の活性化が我が国産業の発展のためには不可欠であるというふうな考え方をしております。その中心を成す課題は何かといいますと、御承知のとおり中小企業への円滑な資金供給であると考えております。

したがって、今後とも中小企業が資金調達に支障を来さないように金融政策に万全を期してまいりたい。特に、衆議院での御審議の中にもこうした問題について附帯決議で、政府として十分心得るようという決議が付けられております。私どもは、そうした国会の御審議、またこうして委員会での御指摘等を十分踏まえて、制度設計におきまして立派な結論を得ることができるよう今後とも努力をしたいと思いますと考えております。

○浜田昌良君 ありがとうございます。是非その重要性を踏まえて対応していただきたいと思っております。

次に、この中小企業分野の政策金融の中で中核的役割を果たしてきた商工組合中央金庫、いわゆる商工中金については、バブル崩壊後、金融危機の際の貸し渋り、また貸しはがしという中でセーフティネット貸付けなどを積極的に行って中小企業を救ってきた重要な金融機関であります。今般、法案六条一項で完全民営化することになっていくということで、全国から、不安に思っている、そういう中小企業者の声が届けられております。

まず、その点につき経済産業大臣に質問したいと思っております。この行革法案六条三項で、商工中金については、中小企業等協同組合その他の中小企業を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能の根幹が維持されることとなるよう、必要な措置を講ずるものとすると、こういう規定がありますが、これは具体的にどのような対応を取

ることを予定しているのでしょうか。中小企業者やその組合が今までどおり取引ができる体制が維持されると、そういう理解でよいのでしょうか。

○国務大臣(二階俊博君) この点につきましては、議員も十分御承知のとおり、全国の中小企業、特に商工中金と関係の深い企業の皆さんから強い御要望が御心配が寄せられておったところでありまして、しかし、各党の皆様方大変な御支援によりまして、今私ども、そうした国会の御意向等を十分踏まえて、中小企業の果たす我が国における産業界での役割、同時に、この不況から脱出してよい日本経済にもようやく明るさが見えてきたと、こういう時期にこの中小企業が冷え込んでしまうようなことになっては、何のための経済政策が分かります。

したがって、私ども、商工中金こそこれまでも、中小企業の育成のために、またそれぞれの企業の将来性というものを十分勘案して、町の一般の金融機関では相手にされなかったような人たちにも思い切った将来を見込んで融資を行うなど重要な役割を果たしてまいりました。

今回、この商工中金の完全民営化ということになって以来、特に商工中金と関係の深かったお取引の中小企業の皆さんから、商工中金はこんなことをしてくれた、商工中金はこんな対応をしてくれたという話を全国各地でも私に耳にするたびに、商工中金というのはそんなに立派なことをしておったんだなということを改めて感ずるわけでありまして。その精神は完全民営化の中でも堂々と残していくべきことでありまして、我々がそういうことが可能になるように対応していきたいと思っております。

〔理事保坂三蔵君退席、委員長着席〕

そこで、詳細な制度設計はこれからであります。経済産業委員会におきましても議員から御指摘をちょうだいしたようなこと、私も十分記憶をいたしておりますし、大変大事な御指摘であったと思っておりますので、そうしたことを踏まえて、一般の、この商工中金を頼って今日まで経営

をしてこられた方々に不安感を持たせることのないように、同時に完全民営化は私たちのためにも良かったんだと、こう思っていただけのような民営化でなければならぬ、少なくとも私は責任者としてそのことを痛感しているところであります。

○浜田昌良君 正に中小企業者が不安に感ずることなく、完全民営化するにしろしっかりとした制度的な対応をお願いしたいと思います。

次に、この商工中金の資金調達に在り方でありまして、現状では組合員からの預金もありますけれども、そのほとんどが金融債の発行で資金調達をしているわけでありまして、しかも、政府出資がありますので、実質上の政府保証として低金利での資金調達ができ、その結果、中小企業者に長期固定、低金利の融資が可能となっているわけでございます。

しかし、今後、完全民営化され、政府出資がなくなった段階で資金調達はどのようになるのでしょうか。経済産業大臣にこの件につきお答えいただけますか。

○国務大臣(二階俊博君) 商工中金の民営化の際には安定した資金調達ということが極めて重要なことは論をまたないところであります。現在、商工中金は資金調達の大半を御承知のとおり金融債で行っており、当面は金融債中心の調達が適当であると考えております。

完全民営化の後の姿につきましては、今後、度々申し上げてまいりましたように、詳細な制度設計が行われるわけでありまして、私は、商工中金が資金調達面での不安がなく中小企業向けの金融に今日と同じように邁進することができるようになり、しっかりとした仕組みを構築してまいり、このことが私どもに課せられた重大な責任であるというふうな考えをしております。

○浜田昌良君 是非、長期安定的な資金調達をお願いしたいと思います。

一方、この商工中金の資本は、現在、民間出資が一十億円、これに対して政府出資は四千億であ

ります。完全民営化というのはこの四千億をゼロにすると、こういうわけでありまして、それではこの四千億はどこに行ってしまうのかという話であります。もし民間に売却するということでありまして、現在民間出資は三分の二の配当を行っております。これを残りの四千億に配当するとなると、今の商工中金の利益は百億円程度ですから、その利益が吹っ飛んでしまうという状況になります。逆に、この四千億を売っ払うんでなくて国に返却するとして、現在、商工中金の自己資本比率は現在ですら七・七八％で、財政基盤が低下してしまつて自己資本比率規制も満たすことはできないというわけでございます。

そこで、再び経済産業大臣に質問したいと思ひますが、この法案六条三項で、商工中金の完全民営化に当たっては円滑な運営に必要な財政基盤を確保するための措置を講ずると、こうありますが、具体的に、政府出資四千億円の相当部分については自己資本比率維持の観点から資本準備金化を図るなど対応を検討すべきと考えますが、御見解はいかがでしょうか。

○国務大臣(二階俊博君) 商工中金の民営化に際しまして、民営化後の円滑な業務運営に必要な財政基盤を確保すること、これは先ほども申し上げましたとおり、非常に重要な課題であると思っております。したがって、行政改革推進法案におきまして、商工中金の完全民営化に当たっては、必要な財政基盤を確保するための措置を講ずるといふふうに明確に規定をされております。また、先ほども申し上げましたが、衆議院の行革特別委員会におきましても、政府出資のかなりの部分の準備金化等強固な財政基盤を確立するとの附帯決議をいただいております。

民営化後も、中小企業のために本場に頼りになる金融機関とすべく、配当負担を抑えながらも十分な自己資本を維持する仕組みについて、しっかりと制度設計に取り組んでまいることが、私は議会の皆さんのそれぞれの御意見を伺っております。そういう方向を示唆されておるといふ

うに受け止めておりますので、そういう面で努力をしてまいりたいと思っております。

○浜田昌良君 まさしくこの法案六条三項にありますが円滑な運営に必要な財政基盤を確保するということこそ是非お願いしたいと思ひます。景気が回復しつつある今こそ、中小企業にとつてもいよいよ攻めの経営をするというタイミングだと思ひます。

そこで、商工中金及び中小企業分野も担当する新政府系金融機関の役割について、経済産業大臣に質問したいと思ひますが、新政策金融機関及び商工中金を中心とした中小企業分野の政府系金融機関についての役割については、統合、完全民営化など組織面の変化はあるものの、セーフティネットなどの対応についてはその基本的な在り方は従来どおりであると、そう理解してよろしいでしょうか。

○国務大臣(二階俊博君) 中小企業向けの政府系金融機関は、貸し渋りあるいは災害、突然の災害等に対して迅速に資金供給を行うなど、今日まで、特に地方におきましても、本場に頼りになる金融機関として実績を上げてまいりましたことは議員も御承知のとおりであります。

行政改革法案におきましても、新政策金融機関や商工中金等が金融秩序の混乱等に対応するために必要な金融を迅速かつ円滑に行うことを可能とする体制を整備する旨、定められております。特に、商工中金は短期の資金繰り支援を行っている中小企業専門の金融機関であります。そのため、完全民営化の後、これまで培ってきた危険対応のノウハウを生かして、いざというときに中小企業の皆さんに心から頼りにしていただける金融機関として明確に位置付けていくということが政治として極めて重要なことではないかと思ひます。

議員も先ほど度々御指摘をいただいておりますように、四百三十二万の中小企業の関係者がおられます。失業対策の問題一つ取り上げてみましても、二つの会社で一人ずつ採用してもらつて

も、これは二百万人の採用になるわけでありま
す。いかほどに中小企業というのは重大な位置を
持っているかということでもあります。

また、技術的にも、私も先般、がんの手術の器
械を作っておられる元気な中小企業を訪問した機
会がございました。大企業でもこれほどのことがで
きるだろうかと言われるほどの水準、世界的にも、
アメリカにおきましてはほとんど九〇％ぐら
いこの会社がシェアを占めておるといふよう
な、立派な傑出した中小企業も存在しておりま
す。

その人たちは、社長になっても、あるいはその
会社の専務を務めておつても、三年や五年でその
役が終わる人ではないんです。お父さんの時代か
ら生涯懸けてその仕事に打ち込んでおるわけ
です。そういう人たちの本心に汗とあぶらの結晶で
あるそういう企業の皆さんに対して、この金融と
いう面で不安感を与えたのでは一歩も前へ進めな
いわけです。四百三十万社の皆さんが一歩前へ前
進することは、大企業の立派な会社が三つや四つ
大きくなったからとか、どこかの会社を買収した
からとかということとは比較にならないわけであ
ります。

したがって、そういうことに対して、私は、政
党政派を超えて政治がこの問題に真剣に取り組ん
でいただけたらということをお私にもう本心にうれし
く思っております。どうか、議員はこの道の専門
家でありますから、この制度設計が完成するまで
御支援をいただきますよう改めてお願いを申し上
げて、答弁したいと思います。

○浜田昌良君 力強い答弁、ありがとうございます。
是非そういう金融関係を、政策金融を築い
てまいりたいと思います。

今、関連しましたセーフティーネット全般につ
いて次に行革担当大臣にお聞きしたいと思いま
すけれども、これは、この法案の第四条四号に、内
外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリス
ム若しくは感染症等の被害に対処するための金融
となつていまして、これについては、新政策金融

機関だけではなくて、今質問しました商工中金や
民営化された日本政策投資銀行、そしてその他の
金融機関として民間金融機関も含めて迅速かつ円
滑に行われると、そういう体制をつくると、こう
いうふうな規定されているわけでございます。国
民にとつて政府系金融機関がスリムになることは
結構ですが、いざというときのセーフティーネッ
トに迅速かつ円滑に対応できるかどうか問題で
あります。

そこで、大臣にお聞きしたいと思いますが、こ
の四条四号のセーフティーネット機能について
は、どのような体制、例えば特別法を作るのか、
またどういう立法措置をするのか、その具体的
な方向について御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(中馬弘毅君) 今、本法の第四条第四
号、これ委員が今御指摘いただいたとおりでござ
います。そういう形で規定をされておりますが、
この危機対応体制の整備の具体的な在り方、これ
につきましましては今後の詳細な制度設計並びにこれ
を踏まえた制度の企画立案の過程において検討し
ていくこととしたしております。

これまでにも、石油危機とか山一証券倒産とか
バブル崩壊、これで多くの知見を有しております。
そういうことを、政策として機動性や実効性
の確保といった視点を重視しつつ検討を進めてま
いる所存でございます。

○浜田昌良君 詳細設計の中で検討されるんだと
思いますけれども、是非その点でお願いしたいこ
とがございます。

法文上は内外の金融秩序の混乱等いろいろ例は
挙がっているんですが、是非、現在のセーフ
ティーネット融資や保証でも対象としています。
例えば大型取引先の倒産とか原材料の高騰とか、
また業況自体の悪化とか、そういう幅広く実際の
運用ではセーフティーネットの対象を広げていた
だきたいと、そう考えますが、御見解はいかがで
しょうか。

○国務大臣(中馬弘毅君) 今申し上げましたよう
に、このことはしっかりと制度設計の中に入れて

いきますが、検討に当たりましては、中小企業者
の視点及び現行政策金融機関が有する機能又はノ
ウハウ、これに十分留意しつつ進めてまいりたい
と考えております。

○浜田昌良君 是非検討を進めていただきたいと
思います。

次に、法案第四条二号に規定されています貸付
残高の削減目標についてでございます。

これは、平成二十年度末に平成十六年度のGDP
比一八・一八％を半減する、つまり九・〇九％
にするということでございますが、その半減の
とらえ方について行革担当大臣に質問させていた
きます。

この四条二号に定められた貸付残高半減につ
いては、現政策金融機関の全体での達成目標であ
つて、中小企業分野等分野ごとに半減する意味で
はないという理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(中馬弘毅君) 政府の関与を極力少な
くしていつて民間にゆだね、民間の活力を引き出
すということでございまして、それは相対的なこ
とでございます。個々の、何といいましようか、
金融機関別の貸付金残高の総額をベースとしたも
の、個別の貸付分野ごとに貸付金残高を半減す
るというものではありません。

○浜田昌良君 ありがとうございます。

次に、この政策金融機関の在り方について質問
を続けたいと思います。組織の在り方ですね。

この法案第五条によりまして、新政策金融機関
は、特殊会社又は独立行政法人若しくはこれに類
する法人となつております。確かに、組織の機動性
や柔軟性、例えば子会社として独立した機関を持
つなどの点から考えれば株式会社の方がいいの
かなという気もしますが、一方、特殊会社にしてし
まうと、また民営化するんじゃないかという点で
職員や融資先からの不安もあるのかとも思いま
す。

そこで、行革担当大臣にお聞きしたいと思いま
すが、この新政策金融機関の組織形態、これにつ
いては一応、五条一号にある三つの組織形態、特

殊会社、独立行政法人若しくはこれに類する法
人、この三つについて、それぞれについてのメ
リット、デメリットはいかがでしょうか。

○国務大臣(中馬弘毅君) メリット、デメリット
という前に一つ、それぞれの特色といいまし
ょうか、それを申し上げておきますと、特殊会社とい
いますのは基本的に特別の法律により設立される
株式会社でありまして、基本的には会社法に基づ
いて運営されます。また、国の出資や財政的な支
援、毎年度の事業計画の認可や監督命令などの国
の関与があることもこれまた事実であります。民
間企業のな梓組みによりまして透明性の高い、こ
れは財務諸表の公表等も入っておりますが、そ
うした透明性の高い効率的な事業運営を目指す、こ
れが特殊会社でございます。

一方で、独立行政法人は基本的に個別の機関設
置法及び独立行政法人通則法、これに基づいて運
営されることになっております。国が出資をし、
中期目標を踏まえた中期計画、これ三年から五年
でございしますが、の計画の認可など国の関与があ
ることもこれまた事実でございます。そして、こ
れには、法人に一定の裁量権を与えまして、企業
会計原則を導入する等の透明性の高い効率的な事
業運営を目指す。これまた特殊会社とこの点につ
いては一緒でございますね。

そういうことでそれぞれ特色を持っております
けれども、いずれにしても、新政策金融機関
として具体的な組織形態を検討していくに当たり
ましては、政策金融機関の趣旨を踏まえまして、
民間の手法を生かした効率的な事業運営を実現す
る、また政策上必要な業務的の確な実施を行う、
強固なガバナンスの確保といったような観点から
多面的に検討していくことが必要でありまして、
現時点でメリット、デメリットを断定的に申し上
げることは相当難しいと思ひますが、今後詳細な
制度設計において慎重に検討して明確にしてまい
りたいと考えております。

○浜田昌良君 今後、制度設計の中で検討されて
いくんだと思いますが、先ほど答弁の中でもおつ

しいましたように、政策目的をしつかり達成できるということも十分踏まえて、組織の判断、選択の判断をお願いしたいと思います。

一方、昨年十二月二十四日に閣議決定された行政改革の重要方針により、組織形態については、現在の機関のノウハウを生かしつつ、借り手側の視点に立った組織形態となるよう努めると、こうあります。この行革推進法案にはこの「借り手側の視点に立った」という文言がなかなか見当たらないですけれども、もしこの借り手側の視点に立てば、例えば百五十二もの国民金融公庫の支店で中小企業や農林水産業の融資も始めていくことも一つの案とも考えられますが、その行革担当大臣に質問したいと思いますが、この行革の重要方針にある借り手側の視点に立った組織形態となるよう努めることが組織形態選定の最重要要因であると考えますが、この点についていかがでしょうか。例えば、国民金融公庫の現在の支店で中小企業や農林水産業の融資も始めていくことなどがこの借り手側にとってプラスになると考えますが、この点についていかがでしょうか。

○国務大臣(中馬弘毅君) 行革法案の第五条第四項、ここで新政策金融機関の組織設計に当たっては、国内金融業務を行う部門と国際金融の業務を行う部門に大きく大別することになっております。そして、当該部門ごとに専門的能力を有する職員の配置及び育成を可能とする旨を規定しているところであり、本法案は、政府がやるべき基本方針やとるべき措置を法定しているものでありまして、こうした規定を踏まえて、今後、政策や実情に精通した職員の育成、配置など、専門能力の維持強化や適切な窓口の配置等を図ることが必要であると、このように考えております。

その具体的な内容につきましては、これまた今後の詳細な制度設計と、それを踏まえた制度の企画立案を行う中でしっかりと検討してまいります所存でございます。

○浜田昌良君 次に、法案第五条二号で明確な経営責任が規定されています。

明確な経営責任を持つためには、組織としてのある程度の独立性、強固なガバナンスが必要ですが、一方で政策金融機関として国の政策に沿ったものでなければならず、国の関与も私は不可欠だと思っております。

そこで、行革担当大臣及び経済産業大臣にお聞きしたいと思いますが、新政策金融機関の明確な経営責任といった独立性と、例えばベンチャー産業育成、中小企業対策等、国の政策的観点からの関与はどう両立していくのか、お答え願いたいと思います。

○国務大臣(中馬弘毅君) 第五条第二項ですね、「明確な経営責任の下で運営され、経営内容に関する情報の公開を徹底するものとする。」と、こうなっております。新規創業の支援などを含みます中小零細企業などの資金調達支援の機能は、今回の政策金融改革の中で民間金融機関では対応が困難であると評価された必要最小限の機能に絞り込んだ上で、国が担うべきものとして、新たな新政策金融機関、ここにしっかりと残すことにしたことでございます。したがって、その業務の実施に当たりましては、まず第一義的に国の政策に沿って的確に遂行されることが必要であると、このように考えております。

同時に、新政策金融機関の経営の観点から、民間的な視点を踏まえつつ経営責任を明確にして、これは情報公開の徹底を言っておりますから、情報公開されますと経営責任がおのずと明確になってくると思いますが、そうした手法を通じまして効率的な運営が行われることが必要であると、このように考えております。

今後、より具体的な内容につきましては、これまた詳細な制度設計を踏まえた企画立案等を行う中でこれらの点を十分に踏まえた検討をしてまいります。これも矛盾なく双方の機能が両立できるようにしてまいりたいと考えております。

○国務大臣(二階俊博君) 行政改革推進法案におきましては、ベンチャー支援等の中小零細企業向けの金融が新政策金融機関の主要な機能の一つと

されております。また、その際、新政策金融機関は、国の中小企業施策の目的に従った融資を引き続き行っていくこととされております。新政策金融機関の経営については、このような政策的な役割をしつかり果たすことが重要であると同時に、その上で、明確な経営責任の下に効率的な運営が行われるべきだと考えております。

ただいま中馬担当大臣からも御答弁がありまして、たとえ、今後の詳細な制度設計におきまして、中小企業の皆さんがやはり改革をして本当に良かったなと、こう思っていたらどうなるかは金融改革でなくてはならないと、そういう考えに基づいて今後詳細設計について真剣に取り組んでいきたいと思っております。

○浜田昌良君 ありがとうございます。是非、そういう視点から詳細設計をお願いしたいと思っております。

また、今回の改革によりまして、この新政策金融機関というのは国際部門と国内部門と、大きく分けて二分されるわけです。国際部門は、いわゆる国際協力銀行の国際金融勘定の分野ですから、一件当たりの貸付けが五十億円ぐらいのもので、すね。一方、国内部門の国民金融公庫の例を挙げますと、平均貸付額が六百四万円ぐらいという、こういう大差があるわけでございます。

そういう意味で、この中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫がJBIICと統合されますと、平均貸付額が格段に大きいなど、職員の雰囲気も華々しい海外業務に目を奪われることがないのか心配なところでもあります。地道に国内支店回りをして平均貸付額六百四万円の顧客を大事にする部門がくすんでしまわないかが心配であります。また、中小零細企業にとっても敷居が高くないかと、そういう懸念されるところでございます。

そこで、行革担当大臣に質問しますが、国民一般、中小企業、農林水産といった国内部門については、引き続き国内企業へのきめ細かなサービスが維持され、職員のモチベーションも組織再編に

より低下することがないよう配慮することが最重要と考えますが、御見解はいかがででしょうか。

○国務大臣(中馬弘毅君) 今回の改革では、民でできることは極力民でということでございますが、政策金融改革でも、現行の政策金融機関の業務を精査して、民間では対応が困難であると評価された必要最小限の機能に絞り込んだ結果、国民一般、中小企業者及び農林水産業者、これらの資金調達を支援する機能は、その重要性にかんがみまして、新たな政策金融機関にしっかりと残すことを規定しております。

こうした中で、統合されます現行の政策金融機関の職員におきましては、新政策金融機関が担っていく業務の重要性を肝に銘じて、引き続きその使命達成のために日々努力していただくことが重要でございます。

政府としましては、政策や実情に精通した職員の育成、配置など、専門的能力の維持強化を図るとともに、高い使命感やモチベーションが確保されるような組織運営が図られることが必要であると、このような、制度設計の中でもそういうことを配慮してやるつもりでございます。

○浜田昌良君 是非、高いモチベーションが維持されるようにお願いしたいと思います。

一方、法案では、国内部門にあつては当該業務の態様に応じた区分を明確にしてその内部組織を編成するとなっておりますが、その決定に当たっては、先ほど言いましたように、借り手の利便性を第一に考える必要があると思えます。

そこで、この件につき行革担当大臣及び農林水産大臣にお聞きしたいと思いますが、新政策金融機関の国内金融の業務区分については、借り手の利便性を第一に判断して、リスクの評価の特性に合わせて、国民一般、中小企業、そして農林水産と、三つの事業に区分すべきと考えますが、御見解はいかがででしょうか。

○国務大臣(中馬弘毅君) 第五条第四号におきまして、国民一般、中小企業者、農林水産業者の資金調達を支援する機能を担う国内金融部門の組織

設計に当たっては、業務の態様に応じた区分を明確にしてその内部組織を編成する、このように規定されております。

今後、詳細な制度設計とそれを踏まえた制度の企画立案を行う中で、簡素でかつ効率的な組織とすることを基本としながらも、借り手の視点に立つて、利用者、政策目的等の差異や業務の専門性など業務の実態を踏まえた内部組織とするなど、その具体的な内容についてはしっかりと検討してまいります。

借り手側として、従来の業態の縦割りがいいの、あるいは横断的な、柔軟に対応される方がいいのか、こういったこともいろいろ議論があるのかと思いますが、こういったことを含めて検討させていただきます。

○国務大臣(中川昭一) 浜田委員御指摘のように、今回、国民一般、中小企業及び農林水産業の資金調達ということでございますが、もとより民間でできることは民間ということで、新制度に移行したときには一部分は業務をやめるわけでありまして、しかし、政策金融機関でなければできない部分が農林水産にはあるわけでございます。特殊性といたしまして、生き物相手、自然相手である。あるいはまた、担保が農地であったり林地であったり漁船であったりということ、極めて一般の金融機関、民間がやるには非常に困難な部分がございます。さらには、現行でも農業関係では平均十七年、最長二十五年、林業ですと五十五年、木が生えて切るまでにそのぐらい掛かるわけでございます。そういった特殊性はやはり今後も政策金融機関として大事な仕事であるというふうな考えでございます。

そして、今御指摘のように、借り手の利便性というものを確保するために、公庫側にもプロの、この道に熟知した職員が二、三にきつとこたえられるようにしていく組織体制が今後なお一層充実させなければいけないと思っております。農、林、水、それぞれ新しい政策も抱えておりますので、その政策の後押しのためにも、新政策機関の

中で組織、人員、体制その他、借り手にとつてよりプラスになるように努力していきたいというふうに考えております。

○浜田昌良君 是非、ただいま答弁ございましたように、借り手の利便性ということを中心として御判断いただきたいと思っております。

次に、この新政策金融機関の民業補完については、五条五号に一般の金融機関が行う金融を補完することを旨として行うということが規定されておりますが、民間金融機関は果たして従来の政策金融機関が担当してきた分野をきつと代替すると、そう宣言しているのでしょうか。一部の中小企業事業者から不安の声も聞きます。

本件については金融担当大臣にお聞きしたいと思いますが、中小企業金融公庫の一般融資など、政策金融機関が民業補完となることにより民間金融機関に移される分野については民間金融機関がしっかりと担当するとの明確なコミットメントは出されているのでしょうか。また、民間金融機関が十分に代替しないことが決まれないよう指導していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨) 中小企業の金融につきましては、委員と同じように私も、その将来についていろいろ心配しなければならぬ、また配慮をしなければならぬと思っております。

昨年十一月の基本方針では、政策金融機関による貸出し残高対GDP比を半減、これを平成二十年度に実現すると、中小企業金融公庫については、国の政策等に沿って設けられた特別貸付けを除く一般貸付けは撤退するなど、政策金融で対応する必要があるとされた分野を縮小するということは決まっております。

金融庁としてはこれまで、民間金融機関による担保保証に過度に依存しない融資を推進する。第二には、地域金融機関について、地域の中小企業等のニーズに適切に対応するよう、地域密着型金融の機能強化の一層の推進、こういうことを進めてきたところでございます。また、民間金融機関においても、例えば自ら公表する地域密着型金

融推進計画において中小企業金融の円滑化を一つの目標として位置付けているところでございいます。

今後とも、金融庁としては、政策金融改革の動向等を注視するとともに、我が国の経済の基盤を支える中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の円滑化のため努力してまいりたいと考えております。

○浜田昌良君 是非、地域の金融機関に対して適切な指導をお願いしたいと思います。

もう時間ありませんので最後の質問でございますが、法案五条六号では、貸付残高の国内総生産比を平成二十年度末に二分の一としてからも、その残高の継続的縮小を図ると、こういうふうになっております。

その縮小の姿勢について行革担当大臣にお聞きして最後にしたいと思います。法案五条六号の貸付残高の継続的な縮小とは、国民一般や中小企業への貸し渋りなど消極的な方法によって貸付残高を減らすという意味ではなく、さらには金融危機のような事態があれば逆に融資残高が増えることもあり得ると、そう理解しますが、御見解はいかがでございますか。簡単に結構です。

○国務大臣(中馬弘毅) もうおっしゃるとおりで、ただ減らすということだけが目的じゃありません。極力政府の関与を少なくしていくという方向はそうでございますけれども、そうした危機対応のときなんかには思い切つてばんとお出しするようなことも十分に含めて対応させていただきま

す。

○浜田昌良君 以上で終わります。

○大門実紀史君 大門でございます。

今日は、今回の行革推進法の眼目であります官から民について、そもそも何なのかということも含めて質問をしたいと思っております。この間の耐震偽装事件あるいはライブドア問題を見て、もうかれこれ何年もありと、いわゆる利益至上主義に陥つて社会的役割とかコンプライアンスが

おろそかになるという事件が相次いでいるわけですから、官から民を考える上でも、重要なことは、民営化された後、そういう利益至上主義に陥ることなく、公的な役割も含めて、コンプライアンスも含めてきちとされるのかどうかということも問われているというふうに思います。そういう点で、小泉内閣の官から民が本当にそこまで留意している官から民営論なのかも問われていると。

そういう点で試金石になるのが、官から民の最大事業と言われました郵政事業の民営化の今後の方向、とりわけ今焦点になっております日本郵政の社長であります西川さん、つまり三井住友の頭取の責任の取り方あるいは政府のその問題に対する対処の仕方、これが今後の官から民についての一つの大きなうねりになっていくかという目安になるというふうに思います。そういう点で、まずこの問題から質問をしたいというふうに思うわけですから、最初に与謝野大臣にお伺いをいたします。

金融庁は四月の二十七日に三井住友銀行に対して厳しい業務停止命令を下されました。これは独禁法違反、いわゆる優越的地位の濫用ということ、これ、銀行としては、これで業務停止命令というのは初めてだと思えます。要するに三井住友は、融資先の中小企業の借り手の弱みに付け込んで金利スワップ商品を売り付けたということ、ございまして、大体、低金利、デフレのときに金利スワップを売られて得することはほとんどないわけですから、専門家がそれを承知で余りよく知らない中小企業の社長さんたちに売り付けたというところで、手数料稼ぎに走ったというふうな言わざるを得ないわけですから、これは十二月に公正取引委員会からも摘発を受けたわけでございます。

我が党も独自にこの問題は前から調査をして、私、委員会でも何度も取り上げてきたところで、極めて悪質な手口がいろいろあります。今日は余り細かく触れませんが、また当該委員会でもやりたい

と思いますけれども。ということで、今回の大変
厳正な処分を金融庁がされたということには、こ
の問題に取り組んできた者として敬意を表したい
というふうに思います。

そこで、与謝野大臣にお聞きしたいんですけれ
ども、この問題は現経営陣ではなくて、前経営陣
のときに起きた問題でございます。すなわち、西
川前頭取のときに行われた不正行為でございます
けれども、金融庁の今回の命令の中でもこういう
ふうに書いています。問題発生時における役
職員の責任の所在も明確にしない、こういう
命令を三井住友は受けているわけではございま
す。

当然、当該直接の関係ある当時の経営陣の責任
が追及されるのは私は当然のことだというふう
に思いますし、金融庁もここまできちっと出され
たというふうにして評価しているところではござ
いますけれども、この点について、与謝野大臣が
言われたかつての大銀行がという点でいきます
と、私は大変残念な事件だと思えますけれども、
この当時の経営陣の責任という点について与謝
野大臣の所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨) 今回の独占禁止法上問
題となった優越的地位の濫用については、これま
でも公正取引委員会がいろいろ処分をしておりま
す。

金融庁が行いました今回の処分においては、同
行に対する問題発生時の役員を含め責任の
所在の明確化を求めているところであり、今後、
役員の関与状況に応じ、同行において具体的な検
討がなされるものと承知をしております。

なお、本件に関しては同行側からも、経営とし
て真摯な反省が必要と認識しており、問題の原因
となった役職員の責任の所在を明確化の上、厳正
な行内処分を実施するとのプレスリリースが出さ
れていると承知をしております。

また、他の金融機関においてもこのような事案
が再発しないよう、既に全預金取扱金融機関に対
し自主点検を要請するなど、金融庁として独占禁

止法を遵守した適切な業務運営体制の確立につい
て引き続き徹底を図っていく所存でございます。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

西川さんに来ていただきました。先ほど言いま
した、我が党はこの問題、前から現場を歩いて調
査をしてまいりましたけれども、大変生々しい
ろんな事実をつかんでおりますが、例えば中小企
業の社長が、想定元本、最初は二億円の期間五年
で年間三百万円の支払と、これが後で融資に併せ
てどんどんどん買わされて、四本の契約をさ
せられた方の例があります。支払がもう高過ぎる
ということと解約をされました。ところが、その
解約金が二千九百万と。それまでに払ったのと合
わせると五千万円も三井住友に取られたという事
例があります。

この方はまだ解約するだけの勇気があったん
ですけれども、多くの方は、解約金が高くて、そん
なことは分らないで、解約しようと思って聞
いたら解約金が高くてもう解約するにもできな
い、あきらめると、こういう仕組みになっており
ますし、もう支払は拒否すると、こんなもの
と、思ってしまったと、支払を拒否した場合は担保に
取っている物件を清算処分に入ると、こんなこと
を言われてあきらめたり、今でもこの解約できな
い、泣き寝入りされている方はたくさんおられる
わけではございます。

こういう被害者の方々に、西川さん、当時の責
任者、最高責任者として何か言葉はございませ
んか。

○参考人(西川善文君) お答えいたします。

このデリバティブ取引は、この問題になってお
りますデリバティブ取引は、金利リスクをヘッジ
するためのものではございます。(発言する者あり)
私、取引の詳細について存じておりませんので、
ここで明言させていただくことは差し控えます
が、銀行の方で真摯に対応するというふうに承知
をいたしております。

○大門実紀史君 被害者の方々に当時の最高責任
者として言うことは何もないんですかと、それを

聞いているわけです。あなたの言葉を聞いている
わけです。

○参考人(西川善文君) お答えいたします。

この事態につきましては、私は大変残念なこと
だというふうに思っております。そしてまた、大
変深刻な事態であるというふうに認識をいたして
おります。大変遺憾に存じておるところでござい
ます。

○大門実紀史君 じゃ、ちよつと事実関係幾つか
お聞きしてからまた言葉をもらいたいと思うん
ですけれども、あなたは今おっしゃったように、今
まで責任問われて、つまりコンプライアンスにつ
いては責任者を設けてやっていたと、やっていた
つもりだと。しかし、結果的にそうならなかった
という指摘で行政処分ですね。もう一つは、いわ
ゆる抱き合わせ販売、金利スワップと融資と、そ
ういう一緒にやれという指導もしていたとは知ら
なかったと、覚えはないというふうなことを言わ
れています。

ただ、今回の事件は二〇〇一年から二〇〇三年
の三年間です。三年間にわたって行われた不正行
為でございますけれども、何も知らなかったん
ですか。何も気が付きもしなかったんですか。その
点どうですか。

○参考人(西川善文君) お答えいたします。

誠に残念ながら、私の耳には一切入っておりま
せん。私は、クレームがある場合は、私に直接寄
せられるクレームもあるわけではございます。それ
に対しては、一々真摯に対応してきたつもりでござ
います。本件、残念ながら私の耳に入らなかった
ということではございます。

○大門実紀史君 知らなかったとしたら、竹中さ
んが言うように本当に経営者として有能なのかど
うか、私は疑うところではございますけれども。

ただ、幾ら知らないといつても最終責任はあな
たにあったわけです。あなたにあるわけです。今
でも。知らないだけでは被害者の方は納得しない
というふうに思いますし、三井住友には二百億近
い損害を与えるんじゃないかと言われております

し、被害者の方々は裁判、訴訟も今考えておられ
るところでございます。

で、指摘したいのは金融庁の今回の行政処分の
中身ですね、ここに明確に言われていることがあ
ります。これは、コンプライアンスよりも利益至
上主義、利益を優先する、現場にも過度なノルマ
を与えるというふうな、そういうあなたが号令を
掛けられた、利益を取れと、これが明確にバック
グラウンドにあったということは金融庁も指摘し
ているし、三井住友の社内調査でも分析している
わけです。

この責任者は紛れもなくあなただったわけだ
すね。そういう最終責任、結果責任についていか
が思われますか。

○参考人(西川善文君) お答えします。

もちろん、民間銀行でございますから収益の追
求ということは欠かせないことでございますけれ
ども、それはあくまでもコンプライアンスを遵守
していくということが大前提の話でございますし
て、利益を優先させると、コンプライアンスより
も利益を優先させるといような指導であります
とか指示とか、そういったことは一切行っており
ません。

以上です。

○大門実紀史君 私は今日、西川さん、何らかの
責任を取ることを今検討しているとおっしゃ
るのかと思っておりますけれども、そうすると一
切自分には責任がないというお立場ですか。

○参考人(西川善文君) お答えいたします。

先ほど来申し上げておりますように、私は大変
この事態、遺憾に存じております。そして、銀行
においても真摯な対応をしていくと、お客様に対
しても真摯な対応していくということを明言して
おるわけではございますし、私の方ももちろん誠心
誠意、必要な事柄については対応をまいりた
いというふうに考えております。

○大門実紀史君 そうすると、具体的には今、三
井住友の中であなたの役員報酬を返還してもら
うと、さかのぼって返還してもらおうということが検

について紹介をしたものでございます。本件政府広報自体は過去に既に実施した規制改革の事例にかかわるものであるが、表現ぶりにおいて被害者の方々への配慮に欠ける部分があったと考えっております。私といたしまして、事務局に対して、政府広報において誤解のおそれのない適切な表現を用いるよう改めて指示を行ったところでございます。

御指摘の政府広報におけるコンビ二で薬の一部が買えるという表現は、平成十六年の規制改革の措置を広報の表現として短い言葉で分かりやすく伝えようとしたものというふうに承知をしておりますが、誤解のないように私も指示をしたところでございます。

総理の演説については、私自身その場におりませんでしたので全文を承知をしているわけじゃございませんし、また確認をしたわけではございませんが、演説の表現として分かりやすく述べられたものではないかというふうに思っております。

なお、医薬品の適正使用に関する啓発については、参議院厚生労働委員会での御指摘も踏まえ、政府広報としてしっかりと国民の皆様にも正しく御理解していただけるように対応していく方針でございます。

○又市征治君 事前に通告してあるわけで、総理が何と言ったか知りませんという話じゃないじゃないですか。川崎大臣と総理が言ったことと全然食い違っているじゃないですか。だから問題にしているんですよ。それも、川崎大臣が謝罪をした二日後にやってくるから、このことをずっと通告して言っているわけであって、そういう答弁というのはないんじゃないですか。

正に、そういう意味で、何か規制改革何でもよしと、これだつて極めて問題ですよ。コンビ二で夜中でも薬の一部が買えるんだと。一体、薬事法、何議論してるんですか。今、参議院に回りましたけども、やってくる最中です、参議院で。こういうむちゃくちゃな、何だろうと選挙に勝たんがためにやっただろうけども、こういうくだらな

い話つていうのはないですよ。ちゃんとやっぱりきちつと注意してもらわなきゃ困ります。謝罪も何もないじゃないですか。こういう、やはり、これ三億円も掛けたいんですよ。こういうむちゃくちゃな、何でもやりやいいというものじゃないですよ。このことだけ指摘して、本題の方に入りま

中馬さんにお伺いしますが、今日、日本は世界に例を見ない少子高齢社会の進展過程ということですから、多くの国民は、年金や医療や介護などの社会保障、あるいは福祉や教育、公共交通などなどの面で、だれもがどこに住んでおつても人間らしい暮らしができる社会的なセーフティーネットというものを、これは政治に求めているわけですね。しかし、提案されている行革推進法案は、こうした国民の安全、安心のために公共サービスの在り方を見直すというのではなくて、簡素で効率的な政府、すなわち国や地方自治体のサービスを減らす、あるいは民間に肩代わりをさせるということに主眼があるように思えてなりません。

そこで、この行革推進法案は五つの柱がありますけれども、そのうちの政策金融機関が融資する資金の回収、特別会計の活用、そして資産売却というの、これは元々政府の持っている資産、資金の付け替えだけですね。また、独立行政法人も、法人化や非公務員化等によって支出を間接化するだけということになるんだらうと思うんです。これらは直ちにそういう意味では財政支出の削減とは言えない、こんなふうには私は思います。

そこで、削減のメーンは公務員の削減、国家公務員五年で五割削減することになるわけですが、これで一体国の財政支出がどのくらい削減されるんですか。数値でお聞かせいただきたいと思うんです。

○国務大臣(中馬弘毅君) この法案におきましては、総人件費改革以外にも、今御指摘ありましたように、経費削減に結びつく施策や目標、これを明記いたしております。例えば特別会計改革、こ

れは……
○又市征治君 いや、それは分かっていますからいいんです。だから、人件費の分だけ減るんですかとお聞きしているんです。

○国務大臣(中馬弘毅君) 人件費の分ではいいですと、人件費の分だけでいいとすると、五年間で五割削減でございますから、それにそうした国家公務員の人員費八・六兆円の五割、これが削減する効果ということに一応は言えることかと思えます。

また、地方におきましても五年間で四・六割以上の人員費の削減を目指して定員管理を行うこととしておりますから、地方の方の人員費二十八・五兆円、これも約四・六割、この分が減ることになります。

○又市征治君 私は国家公務員のところをお聞きしたので、これ随分とでたらめな数字並んでるんですね。郵政関係が何でここに入ってくるんです。去年もしよつちゅう議論をして、郵政全く国の財政と関係ないじゃないか、こう言っているのに、郵政まで含めて八兆何ぼ。全然数字が違わないじゃないですか。郵政職員をやつとは二兆四千二百億ね、何で関係あるんです。それから、さつき申し上げたように、独法の問題、七千億などが入っているわけですが、これ全然付け替えだけじゃないですか。何も減つていかない。どうしてそれでそういう数字になってまいります。そうすると、国家公務員の問題でいうならば、これは年間逆算してみますと二千五百億程度と、こういう数字になるんだらうと思うんですね。

こういうむちゃくちゃな、国民に何だろうと、減らせる減らせる減らせると、郵政職員なんて全然関係ないことまで、何でもこんなむちゃくちゃな宣伝するんですかね。本当に分からぬことをなさる。

そこで次に、これとの比較の問題で防衛庁長官にちよつとお伺いをしてまいります、四月二十三日、額賀長官はラムズフェルド・アメリカ国防長官との会談なさり、そしてまた五月一日に麻生さんと一緒に2プラス2の会談においてになりま

した。いろいろと本当は伺いたいたことがありますが、時間の制約がありますから、今日は米軍再編に係る経費の面に絞らしていただきたいと思います。

まず、報道されているように、在沖繩米海兵隊のグアム移転経費総額百二十億七千万ドル、うち日本側が五割に当たる六十億九千万ドル、約七千億円を負担することと合意をされた。うち直接の財政支出二十八億ドルと政府の出資金十五億ドルを合わせた約四億九千万ドル、まあ五千億と言った方がいいかもしれませんね、が政府負担で、ほかに国際協力銀行などの融資が十七億九千万ドル。これで大筋間違いないんですか。

○国務大臣(額賀福志郎君) お答えいたします。大体間違いがありません。

○又市征治君 大体というのは、これは中がまだ詰めてないということの意味なんでしょうが、総枠では、実際NHKのテレビでもおっしゃっていましたから、そういうことだと思えます。

これは、移転費用は何年間で支払う約束で、また国会にいつこの費用の内訳を含めて承認を求めになるつもりですか。

○国務大臣(額賀福志郎君) これは、今度の米軍再編をめぐる同盟関係の在り方について、最大の焦点は負担をどういうふうにするかということでございます。特に、米軍基地が集中しております沖縄の負担をどうするかということでございます。その中で、海兵隊八千人、家族入れて九千人、合わせて一万七千人をグアムに移転をする、これは、沖縄県知事も高い評価をしているというふうなコメントしておりますように、県民にとつては悲願のことでございます。

したがって、我々も全国的な立場から、これは応分の負担をしてもいいのではないかと、このことを考えさせていただいたわけでございまして、その結果、先ほど委員がおっしゃるように百二・七億ドル、総枠の枠組み。その中で我が国はどれくらい負担をするのかということについて、六十・九億ドル、これは財政支出及び融資合わせてで

ざいます。しかし、財政支出の直接的なことは二十八億ドルを上限としております。今後、これは日本がいろいろ住宅を造ったりなんかしていくことでございますから、コスト削減もできます。一方で、出資の十五億ドル、あるいはまた融資十七億ドル余りありますが、これは結果的に日本に返ってくるお金でございます。

ですから、分担金は確かに五九％でありますけれども、実質的な負担というのは、これはもう半分以上でございます。それで沖縄の海兵隊の負担が半分近く減るということは、これは県民の皆さん方にも喜んでもらえるし、日本全体から考えても、まあ国民の皆さん方に納得していただけるんではないかというふうに思っております。

これで、詳細については今後更に積み上げて、きつちりと精査をした上で皆さん方に御説明をし、また御理解を得る努力を早急にしたいというふうに思っております。

○又市征治君 国会にいつかけるのかと聞いたんです。

○国務大臣(額賀福志郎君) 国会については、まだこれから地元の方にも説明をし、政府としてもきつちりと閣議決定をするなどオーソライズしていかねばなりませんので、もう少し時間をかけていただきたいと思います。もう少し時間をかけていただきたいと思います。

○又市征治君 それじゃ、もう一つお伺いします。沖縄の負担軽減と、こういうふうにおっしゃったんですが、国内移転の中に、辺野古崎への滑走路二本のほかに六百メートルの空母用大型バースの軍港を造る計画が含まれているというふうに沖縄現地では報道されていることがあるんですが、これは事実ですか。

○又市征治君 そういう空母用大型バースを造る計画はないということですね、確認をしておきたいと思えます。

そこで、外務大臣、外からお帰りのいたしたようでありまして、ちよつとこの負担の問題について外務大臣という立場からお伺いをいたします。

アメリカの軍事戦略の一環としてアメリカ領土であるグアムに米軍や家族の施設まで造るのに日本が五九％も負担をする、こういうのはもう前代未聞だろうと、私はそう思うんです。政府は沖縄の負担軽減、今防衛庁長官もおっしゃいましたが、じゃ逆に聞きをしたいんだが、韓国からは日本以上に多くの米軍が撤退をするわけですが、韓国はその移転費用を一体幾ら負担をするというふうにお聞きになっているのか、これはまず一つ外務大臣にお伺いしておきたい。

と同時に、私はこの間の報道を見ておつて、本当にアメリカの要求は理不尽極まりないと、こう言わざるを得ぬと思うんです。結局、この六十億九千万ドル、これの了解をしたものだから、途端に今度はアメリカは行け行けどんどんで、ローレス国防副次官が二十六日に、海兵隊のグアム移転経費に日本国内の米軍再編施設整備費を加えた日本側の負担が二百六十億ドル、約三兆円になると記者会見で公表した。安倍官房長官は、途方もない金額だと、こう即座におっしゃった。そもそも、アメリカの戦略で米軍再編を行うのに、仮にこれが三兆円のもの、二兆円であらうが一兆円であらうが、こんな巨額の負担をするいわれは全くないんじゃないのか。当然、この問題について2プラス2でお話しになったらと思うんです。

もう一つ加えて、韓国の問題さつきお聞きしました。今回の世界的な米軍再編でこんな財政負担をする国がほかにあるのかどうか。あなた方が提案されておるこの行革法案など吹き飛んでしまふような巨額の負担であつて、行革法案の趣旨や歳出削減に全く逆行する、こう言わざるを得ないと

思うんですが、これは本当は外務大臣に言っているのか、ただ交渉に行つてこられたから、国民に納得いける説明があるとすればいい。きた。

○国務大臣(麻生太郎君) 在韓米軍の再配置の件に御質問がありましたけれども、これは韓国政府側の竜山という、竜の山と書く、竜山という基地の話だろうと存じますけれども、この費用は負担すると承知をいたしております。

ただ、そのいわゆる再配置をする具体的な内容がまだ詰まっていなくて聞いておりますので、したがって、日本と同様にその内容はきちんと詰まっておりますので、いわゆるマスタープランというんですか、総合計画というのはまだでき上がっておりませんので、それを踏まえて算出する必要がありますかと思ひますので、私も確認したわけではないと思ひます。幾らかという御質問に對しましては、これはちよつとまだ現段階では分かっておりません。それでよろしいですか。

○又市征治君 まあ、国民に納得いく説明があつたらしてほしいと言つたんですが、それは説明がないようですから、余り納得いかないでしょうね。

私は、これ見ておつて、聞いておつて、本当にアメリカにまるで言われつ放しじゃないですか。ラムズフェルドさんが、日本ほどの経済大国の防衛費がGDPの二％というのは低過ぎると、これ防衛庁長官におっしゃったんですね。我が国の国是さえ踏みにじるようなこんな発言をされている。だから、米国の第五十一番目の州以下ではないのかという、こういうやゆさえも国内で出るような、こういうことなんじゃないですか。日本は、GDPの二％以内だというのは国是としてきたんではないか。

それに、こんなことを言われて次々と、さあ沖縄の海兵隊の移転、グアムへ行くのにも出しましょう、いや実は六千二百億ドル余り毎年、米軍の言つてみれば駐留経費に支払つています、更にそ

れらを含めてこの後三兆円もと。まあ三兆円というのは、久間さんもさすがにそんな話は決めていない。NHKのテレビではこれを除いて二兆円も行かないと、こういうお話ですけども、しかしこれはグアムのも含んだら二兆円超える数字のことを逆におっしゃっているんだろけれども、そういうふうには言われているんじゃないですか。少しのことについては答弁本当は求めたいけれども時間がありませんから、財務大臣に幾つかお答えいただくことがありますから、財務大臣にお聞きをいたします。

一体全体この三兆円という数字、もしなつてきた場合に、いや、これが二兆円でもいいですよ、中期防などの既定支出を削つて防衛庁の予算から支出することになるのか、それとも別枠の予算付けを行おうということになつていくのか、簡単にお答えください。

○国務大臣(谷垣禎一君) まだこの移転費用がどれだけのものになるのかよく分かりません。私どもは当然のことながら一つ一つきつと精査していかねばいけないと思つておりますので、現時点ではそれ以上踏み込んだお答えは遠慮させていただきます。

そこで、今上乗せするのとかどうかと、中期防から見て。上乗せするという意味は、現在の中期防の上にそのまま移転費用を乗つけると、こういう意味であるならば、現下の財政事情は厳しゅうございまして、やはりそのまゝばんと上乗せするということではいけないんじゃないかと。やはりその辺をきつと見ていかねばいけないと考えております。

○又市征治君 もう一つ財務大臣にお伺いします。少しでも負担を小さくしようということなんでしょうが、グアム移転経費のうち十七億九千万ドル、約二千六十億円で、国際協力銀行などからの融資をされる予定だと、こうお聞きをしますが、もしそうだとすると、これ国際協力銀行のどの条文を根拠に融資ができるのか。しかも、今回提出の行革推進法案の第十二条では、新しい

金融機関に統合される国際協力銀行の在り方、業務を三つに限定していますけれども、グアム移転経費の融資などというのはそのどれにも該当しないということになるわけで、行革推進法にも違反するのではないかと、こう思うんですが、その点どうでしょう。

○委員長(尾辻秀久君) 時間が来ておりますから、端的にお答えください。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今回のグアム移転費用に出資、融資等々が含まれているのはそのとおりでございますが、どういう形でやるかはこれから詰めなければなりませんので、今委員のお問い合わせにお答えすることは差し控えていただきます。

○又市征治君 もうちよつと本当は突っ込んでお聞きをしておきたかったんですが、中馬さんにも一つは宿題、次に残りましたが、次のときにやりたいと思います。

○亀井郁夫君 国民新党の亀井でございますが、今日も真摯な議論が続けられておる中、最後になりましたけれども、教育問題を中心に何点かお尋ねしたいと思ひます。

公務員の総人件費の改革というのが非常に大きな課題になっておりますけれども、その中でも教育は特に大きなウェイトを占めておるわけでございますけれども、教育は正に国家百年の大計であり、国の未来への投資として米百俵の精神を尊重しなければならぬと思ひます。文部省関係についても、これは具体的な数字は出ておりませんが、生徒の自然減に見合う数を上回る数の純減をさせるための必要な措置を講ずるというふうにされておるわけでございますが、こういう状況ですと教育はどうなるんだらうかということ是非常に心配するわけでありまして、自然減に見合う数を上回るという、一人でも上回るんですが、どういうことになるのかということでは非常に心配なわけでございますし、それは私だけではなしに国民みんなが心配している問題だと思ひわけでござ

います。特に教育関係については、教育は大事だと、大臣の皆さん方おっしゃるわけでございまして、けれども、教育については特別な配慮をされるお考えがあるのかどうか、行革担当大臣、財務大臣、文部科学大臣にそれぞれにお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(中馬弘毅君) 委員おっしゃるようには教育は国の基本でございますし、今後の一つの子供を育てていく、人間をつくるっていく上でも大事なことでございまして。

そのことはもちろんでございますが、少子化社会でございますし、人口も昨年から減少を始めております。減少社会に入りまして、そういう中にもあります。今回の総人件費改革は、簡素で効率的な政府を実現し、政府の規模を大胆に縮減する、いわゆる公的部門全体で取り組んでいく課題でございます。ですから、もちろん大事なことは分かっていますが、どの部門だけを例外ということではなくて、全体でひとつこれに取り組んでいくということでございます。このため、公立学校の教職員その他の職員につきましても、児童生徒の減少に見合う数を上回る純減を確保することとしていくところでございます。なお、その際、公立学校における教育の質の低下をもたらないよう配慮しつつ純減努力を進めることがもちろん必要であると認識いたしております。

今後は、熱意ある優れた教職員を確保して、教育の質の向上を図ることが重要であると考えております。数もでございますが、やはり質であると思っております。

○国務大臣(谷垣禎一君) 文科大臣から御答弁があると存じますが、財政当局としてお答えいたしますと、今後国際競争は一層激しくなるというふうに私も思っております。そういう中で、今後の国づくりあるいは魅力ある日本をどうつくっていくかということを考えますと、資源の乏しい日本は結局最後求めるものは人材である、こういうことになるのではないかと。その人づくりのための教育の役割というのは大変大事だと私

どもも思っているわけでございます。

そこで、こういう考えの下で、これまでも教員の定数につき毎年度改善増を立てまして、給与についても一律に優遇措置を講ずるというような配慮をしてきたわけでございます。この結果、小中学校の生徒一人当たりの公教育費支出は、平成元年から十五年間で、一人当たりで見ますと五一%増加しているということがございます。

そこで、私どもの視点からしますと、問題は、これだけ予算は増えているにもかかわらず、昨今は学力低下の懸念が高まるといった、教育をめぐる問題はむしろ深刻化しているんじゃないかと思われる節があるわけでございます。もちろん、こういった原因は家庭とか地域とか学校だけの問題とは言えない複雑な問題がございまして、けれども、少なくとも、これまでのように教師の数を確保すれば、あるいは教師の給与を優遇すれば、それで事足りるというのではどうも対応できなくなっているんじゃないかと。

教育の分野でも、スリム化すべきことはスリム化しながらも、同時に質をどうやって高めていくかという視点をもう少し重視すべきじゃないかと私どもは考えておまして、こういう考えの下で、総人件費改革の一環として定数と給与の在り方の見直しを行う一方で、十八年度予算においては、教育の質を高めるその第一歩として、学力、学校、教員、こういうものの客観的な評価を行うということ、全国学力調査の実施であるとか学校評価であるとかあるいは教育評価システムの構築といった新たな施策を取り込んだということでございます。行政のスリム化と教育の充実を両立させるというのは大変難しい、困難な課題ではございますが、私は現下の財政事情を見ますと避けて通れるものではないと、今のような質を高める努力というものを懸命に追求する必要があるんじゃないかと考えております。

○国務大臣(小坂憲次君) 既に財務大臣からも御指摘がありましたように、資源の乏しい我が国におきましては人材の確保こそが国家存立の基盤と

して大変重要なことであると考えておまして、御指摘のように、この法案によりますと自然減を上回る純減ということになっておりますけれども、そこには二つあるわけでございまして、標準法対象の教職員とそれ以外、その他の者ということになっておまして、それを合わせたという形になっております。

教育の実施に当たつての根幹である標準法対象の教職員の数の純減につきましては、基本的には児童生徒の減少に伴う自然減ということとしておりまして、教育条件を悪化させないということが何よりも大切だと思っております。その点で、義務教育諸学校の九千人及び高等学校一万三千四百、合わせて二万二千四百人を二十二年度までの自然減として純減させるということにしておるわけでございますが、文部科学省としては教員の職務と責任の特殊性に十分配慮しつつ、教員の質の向上を図りつつ、あくまでも教育水準の維持向上という視点を忘れることなく行政改革に適切に対応してまいりたいと考えております。

○亀井郁夫君 ありがとうございます。

三人の大臣から教育についての重要性いろいろとお話聞いたわけでございますけれども、非常に大きな課題でございますので、これから改革する中でも特に御配慮いただきたいと思ひわけであります。特に現在、公立学校の教職員の数は九十八万四千、約百万人近くの先生がいるわけでございまして、しかし、これも三十人学級の要請が現実強いわけでございまして、これも、それに対して四十人学級という線を持しながら加配していくという格好で、加配の先生も、五万四千人の加配をしてもらっているというものが今実態でございます。四十七都道府県の中で、東京都を除く四十六道府県では少人学級の特別加配もしておるわけですね。

そういう中で、特に私の地元の広島県では小学校、中学校の生徒を対象に、先立ちまして試験をやります、その結果を発表しておりますけれども、英数国の。そうすると面白いことに、広島市

の子供の方が成績がいいはずなのに、そうじゃなくて、私の郷里のような山の奥の学校の子供の方が平均点が高いんですね。ということはこういうことかという、山の奥の方は結果的に少人数学級になっているんですね。広島市の方は丸々四十人ということでございますから、これはここから少人数学級がやはり大事なんだということが言えるわけでございますから、そういう意味では、どうしても三十人学級を目指して頑張っているかなきゃいけないというふうに思うわけでございます。

そういう意味では、現在四十人学級を前提にしているという議論がされておるわけでございますし、学力の低下も問題になっておりますね。OECDの四十一か国の調査、十五歳を調査したところが、御存じのように二〇〇年には数学が一番だったのが二〇〇三には六番になっている。そしてまた、読解力については八番だったのが十四番になっているということで、現実には学力が低下してきておる大きな問題でございますから、どうしても生徒数が減ってくる、私の広島では三割前後減るわけでございますけれども、そういう状況の中で何とかして三十人学級を実現していくべきだと私は思うわけでございますけれども、各大臣の先ほどのお話、教育を大事にしなきゃいかぬというお話でございますけれども、三十人学級のあるいは少人数学級の実現についてどのようにお考えなのか、三大臣にお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(中馬弘毅君) 亀井委員の方から少人数の学級編制、これの効果についての一つの事例も御紹介いただきましたけれども、もう既に三十人学級、三十人以下の学級は小学校全体の五六・三％、もう半分以上が三十人学級になってしまっているんですね。そして、御承知だと思いますが、四十人学級という前提にしまして、四十一人になりましたら十五人学級と十六人学級に分けるわけでございます、四十人学級ということでは、平均しますならばこれはいわゆる三十人学級でございます、そうした地方過疎地だけではない

くて、私のような大阪の真ん中もドーナツ化現象、子供が少なくなったこともありまして、今本当に少人数の学級になってしまっております。子供というのは、やはり社会生活もこれも大事でございます、余り少数でございまして、何とか社会生活に触れる、いろんな多様な人との接点とかお友達の数も少なくなる。逆に父兄の方

が心配して、こんなことじゃ本当に大変だと、もう少し増やしてくれというお声の方もまた私どもはいただいているわけでございます、そういうことも踏まえまして、今後、先生の御指摘のこともございまして、ひとつ検討はしてまいりたいと思っております。

ただ、言えることは、三十人学級にして、これ以上先生の数を増やして財政負担を大きくすることは、到底今の状況ではできないんじゃないかと思っております。

○国務大臣(谷垣禎一君) 亀井委員が広島の実情から少人数学級に一定の教育的効果があるとおっしゃいます。私もそれはそうだろうというふうに思っています。

ただ、実態を見ますと、今も中馬大臣から御答弁があったところでございますが、私のちよつと用意してきた数字を申し上げます、これまで少子化によって生徒数は減っていく、しかし教員数の増員はやってきたということで、小学校の教師一人当たりの生徒数は十六・八人と、中学校では十三・八人となっております、これは三十人学級を実現している諸外国と比較しても遜色のない水準のところまで来ていて、実態として教師の数は確保されているのじゃないかというふうに思っているわけでございます。

それから、今回基本的に生徒数の減に伴う削減を劣化させようというわけではないということも御理解いただきたいと思っております。その上で、先ほど申し上げたようなやはり数だけでは解決しない、質の問題があるんじゃないかということとを申し上げたんですが、やはりそういった取組

がこの分野でも必要じゃないかというふうに考えております。

○国務大臣(小坂憲次君) 亀井委員から広島県の実例も引いて御指摘をいただきましたように、私も少人数教育ということに関しましては、昭和三十四年、第一次の定数改善を行って以来、五十人から四十五人、そして四十人へと今日まで推進をしてきているところでございます。

今後の学級編制等の在り方につきましては、学級編制の標準を全国一律に引き下げるのではなく、画一的な取組をするのではなくて、地域や学校の実情に合わせて柔軟な取組が可能とするようなそういう仕組みをつくりつつ、これまで進めてきた少人数教育を一層充実させることが効果的であらうと、このように考えているところでございまして、こうした考えの下に、これまで計画的な教職員定数の改善を図りつつ、学級編制につきましても地域の実情に応じた弾力的な運用を可能とってきたところでございます。

この結果、平成十八年度では、一部の学年で実施しているものを含めまして、御指摘がございましたように、四十六道府県で四十人を下回る学級編制が行われているところでございまして、今後とも学級編制に係るナショナルスタンダードを維持しつつも、その上で地方の取組が進むように努めてまいりたいと考えておるわけでございます。

○亀井郁夫君 ありがとうございます。ただ、今文科大臣がおっしゃったように、四十人学級にとらわれずにいろいろやっていくということである努力されているのも事実でございますけれども、やはり四十人学級というものがあれば大きな邪魔になるんですから、実態的には、教育の質を向上させるためには少人数教育も是非とも実現するようにやっていかなくちゃいけないと思うわけでございます。

それにつきまして文科大臣にお尋ねしたいんですけども、今年も概算要求においては第八次の定数改善計画を策定されていると努力されたんですけども、結果的には財務大臣との事前協議によって策定しないということ、合理化によ

る減少分三百二十九名分だけの増員が認められるということ、今年が終わっておりますけれども、せっかくこれまで続けてずっとやってきたこの定数計画、ここでとんざするんではなしにやっていますことが国民の皆さん方にいろいろな安心感も与えるわけでございますから、是非続けてほしいなと思うんですけども、どう理由でこうなったのか、また今後どうされるのか、この点について、文科大臣にお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(小坂憲次君) 亀井委員におかれましては、教育に対して大変熱意を持っており取り組みをいただいておりますことに感謝申し上げます。でございますけれども、次期定数改善計画の策定、実施につきましては、御指摘のように、中央教育審議会の答申を踏まえまして、平成十八年度から五か年計画で第八次定数改善計画を策定する方針でございますけれども、総人件費改革を進めるとの政府の方針の下に財務大臣と協議をさせていただきまして、財務大臣おいてでございますけれども、十八年度からの計画の策定は見送ると。しかしながら、一方で、今日的な教育課題への対応のために、教職員配置の見直しによりまして特別支援教育や食育の充実に必要な教職員定数の改善を図ることを認めていただいて、それを図ることとしたところでございます。

文部科学省といたしましては、今日的な教育課題への対応のために今後とも計画的に少人数教育の推進や特別支援教育の充実を図っていくことが必要であると考えておりまして、このために、総人件費改革に取り組みながらも今後の教職員定数の在り方についてどのような対応が可能かを含めまして、十九年度以降の予算編成過程において検討してまいりたいと考えております。何とぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○亀井郁夫君 ありがとうございます。最後に一点だけお聞きしたいのは、三十人学級の問題いろいろお尋ねしたんですけども、五万四千人の今加配を入れて少人数学級なんかやっておられるわけでございますけれども、いづれも四十人学級を前提にして実態的には平均が十何人

第一四三〇号 平成十八年四月十八日受理
格差拡大の構造改革の転換、安全・安心な社会の
実現に関する請願
請願者 東京都墨田区太平四ノ二〇ノ六
清水建夫 外四十九名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一四三二号 平成十八年四月十八日受理
格差拡大の構造改革の転換、安全・安心な社会の
実現に関する請願
請願者 岡山市上道北方一、四五五 安倉
光男 外四十九名
紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

格差拡大の構造改革の転換、安全・安心な社会の実現に関する請願

請願者 東京都武蔵野市中町三ノ一八ノ一 田中裕 外九十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一四三三号 平成十八年四月十八日受理
格差拡大の構造改革の転換、安全・安心な社会の
実現に関する請願

請願者 長崎県佐世保市白木町四ノ二四ノ
四 古賀康博 外四十九名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一四三四号 平成十八年四月十八日受理
格差拡大の構造改革の転換、安全・安心な社会の
実現に関する請願

請願者 川崎市川崎区小田三ノ二〇ノ一

四 松川文彦 外四十九名
紹介議員 西岡 武夫君
この請願の趣旨は、第一三八号と同じである。

三三三三三

第一四三九号 平成十八年四月十八日受理 安全・安心な公共サービスの確立に関する請願 請願者 福島市大笹生字三島四七 相川静雄 外二千三百二名 紹介議員 柳田 稔君 この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	第一四七〇号 平成十八年四月十九日受理 格差拡大の構造改革の転換、安全・安心な社会の実現に関する請願 請願者 東京都東村山市野口町二ノ二四ノ二ノ二〇一 西森志保 外四十九名 紹介議員 福島みずほ君 この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。	第一四九〇号 平成十八年四月二十日受理 格差拡大の構造改革の転換、安全・安心な社会の実現に関する請願 請願者 奈良県吉野郡大淀町土田五〇七ノ五六三 稲田三千代 外四十九名 紹介議員 前田 武志君 この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。	第一四六二号 平成十八年四月十九日受理 格差拡大の構造改革の転換、安全・安心な社会の実現に関する請願 請願者 大分県中津市大字大貞三二二ノ六 安藤哲也 外六百九十九名 紹介議員 緒方 靖夫君 この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。	第一四七一号 平成十八年四月十九日受理 格差拡大の構造改革の転換、安全・安心な社会の実現に関する請願 請願者 東京都清瀬市松山一ノ一三ノ三ノ七二四 松尾佳慶 外百九名 紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。		第一四六三号 平成十八年四月十九日受理 格差拡大の構造改革の転換、安全・安心な社会の実現に関する請願 請願者 東京都練馬区光が丘一ノ六ノ一ノ九一一 吉田隆造 外四十九名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。	第一四八七号 平成十八年四月二十日受理 格差拡大の構造改革の転換、安全・安心な社会の実現に関する請願 請願者 福岡市南区平和一ノ二三ノ五四ノ一〇四 関賢司 外四十九名 紹介議員 洲上 貞雄君 この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。		第一四六四号 平成十八年四月十九日受理 格差拡大の構造改革の転換、安全・安心な社会の実現に関する請願 請願者 埼玉県所沢市東新井町七四五ノ六三 牧野与志男 外二百九十九名 紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。	第一四八八号 平成十八年四月二十日受理 格差拡大の構造改革の転換、安全・安心な社会の実現に関する請願 請願者 広島市佐伯区河内南二ノ六ノ三 原田宗徳 外四十九名 紹介議員 亀井 郁夫君 この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。		第一四六五号 平成十八年四月十九日受理 安全・安心な公共サービスの確立に関する請願 請願者 北海道余市郡余市町黒川町一二ノ二六ノ一〇 三森猛 外四千八百九十七名 紹介議員 家西 悟君 この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。	第一四八九号 平成十八年四月二十日受理 格差拡大の構造改革の転換、安全・安心な社会の実現に関する請願 請願者 沖縄県那覇市首里石嶺町三ノ一九五ノ一 与儀実将 外四十九名 紹介議員 糸数 慶子君 この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。	
--	--	---	---	---	--	---	---	--	---	--	--	--	--	--

平成十八年五月十五日印刷

平成十八年五月十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B